

令和3年3月17日

厚木市教育委員会 御中

厚木市立小中学校適正規模等検討委員会  
委員長 武部 公也

厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置について（答申）

標記の件について、令和2年7月16日付け「厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置について（諮問）」で、厚木市教育委員会から諮問を受けた下記の事項について、ここに答申いたします。

記

厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関すること。

厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する  
基本的な考え方について（答申）

令和3（2021）年3月17日

厚木市立小中学校適正規模等検討委員会

## はじめに

本市教育委員会は、これまで本市の人口増加に伴う児童・生徒数の増加を踏まえ、学校の分離新設や通学区域の再編成などに取り組んできました。

また、近年においては一部地域におけるマンション建設等に伴う児童・生徒数の増加や、市全体における児童・生徒数の減少を踏まえ、平成 27（2015）年度に「厚木市立小・中学校の通学区域再編成及び学校規模に関する基本方針」を策定し、「通学区域の一部区域における学校選択制度」や「小規模特認校制度」などの方策を実施し、学校の規模適正化に取り組んでいるところです。

そうした中において、出生数の減少（少子化）の影響により、本市の児童・生徒の総数は昭和 60（1985）年度の 28,568 人をピークに減少に転じ、令和 2（2020）年度には、16,932 人まで減少、今後も児童・生徒数は減少が続くことが見込まれています。

こうした児童・生徒数の変化に加え、学校教育に求められる質や内容の変化、学校施設の老朽化、教職員の多忙化、また、昨今の新型コロナウイルスによる感染症の拡大防止対策など、本市の学校教育を取り巻く環境に様々な変化が生じることが想定されます。

このような状況において、令和 2（2020）年 7 月 1 日に設置された厚木市立小中学校適正規模等検討委員会（以下「本委員会」という）では、本市の教育理念である「未来を担う人づくり」の実現を目指し、市立小・中学校における教育の公平性の確保や教育水準の維持向上に向け、学校の規模適正化を推進するため「厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関すること」について諮問を受けました。

本委員会では、諮問を受け、より良い教育環境を整備し、更なる学校教育の充実を図るため、学校規模の偏りや学校施設の老朽化等がもたらす学習・教育環境や学校運営への影響や課題を精査し、現在はもちろんのこと、将来にわたって児童・生徒の教育環境の維持向上が図られるように長期的な視野をもって審議を進めました。

また、審議に当たっては、小・中学校を視察し、学校の現状を把握するとともに、児童・生徒の保護者、学校の教職員、市民の皆様を対象に実施されたアンケート調査による様々な御意見を踏まえ、様々な視点から審議を重ね、ここに「厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本的な考え方」として結論を得るに至ったことから、ここに答申いたします。

本市教育委員会におかれましては、本答申を踏まえ、各地域の特色や強みをいかした魅力ある学校づくりを推進し、児童・生徒がいつまでも夢や希望をもって学校に通いたい・学びたいと思える教育環境の充実に向けて尽力いただくよう、強くお願い申し上げます。

令和 3（2021）年 3 月 17 日

厚木市立小中学校適正規模等検討委員会

## 目次

|      |                                          |    |
|------|------------------------------------------|----|
| 第1章  | 市立小・中学校を取り巻く状況                           | 1  |
| 1    | 児童・生徒数等の推移と将来推計                          | 1  |
| 2    | 学校教育に求められる質や内容の変化                        | 3  |
| 3    | 市立小・中学校の施設の老朽化                           | 4  |
| 4    | 学校教職員の多忙化                                | 5  |
| 5    | これまでの適正規模・適正配置に関する取組                     | 6  |
| 第2章  | 市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する考え方                 | 8  |
| 1    | 適正規模・適正配置に関する基本的な考え方                     | 8  |
| 2    | 適正規模（望ましい学級数）の考え方の整理                     | 9  |
| 3    | 適正配置（望ましい通学距離・時間の範囲）の考え方の整理              | 14 |
| 第3章  | 市立小・中学校の適正規模・適正配置の方策                     | 17 |
| 1    | 適正規模・適正配置の方策の整理                          | 17 |
| 2    | 方策の実施に当たり考慮すべき事項等                        | 23 |
| 3    | 適正規模・適正配置の方策の実施基準                        | 28 |
| 4    | 適正規模・適正配置の取組の進め方                         | 30 |
| 5    | （参考）その他適正規模・適正配置の検討に関連する事項               | 32 |
| 参考資料 |                                          |    |
| 1    | 厚木市立小中学校適正規模等検討委員会名簿                     | 35 |
| 2    | 厚木市立小中学校適正規模等検討委員会規則                     | 36 |
| 3    | 厚木市立小中学校適正規模等検討委員会の審議経過                  | 37 |
| 4    | 厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置について（諮問）              | 38 |
| 5    | 厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する<br>アンケート調査結果（要旨） | 39 |

## 第1章 市立小・中学校を取り巻く状況

### 1 児童・生徒数等の推移と将来推計

本市では、1970年代以降、児童・生徒数\*が大幅に増加しました。

その後、児童数は昭和57（1982）年の19,392人、生徒数は昭和62（1987）年の10,334人、児童・生徒数の総数は昭和60（1985）年の28,568人をピークとし、以降は一時的に増加した期間はあるものの、おおむね減少が続いています。

#### 【図1】

令和2（2020）年度の児童数は11,209人、生徒数は5,723人となっており、ピーク時と比較すると、児童数は約8,200人（△42%）、生徒数は約4,600人（△45%）減少しています。

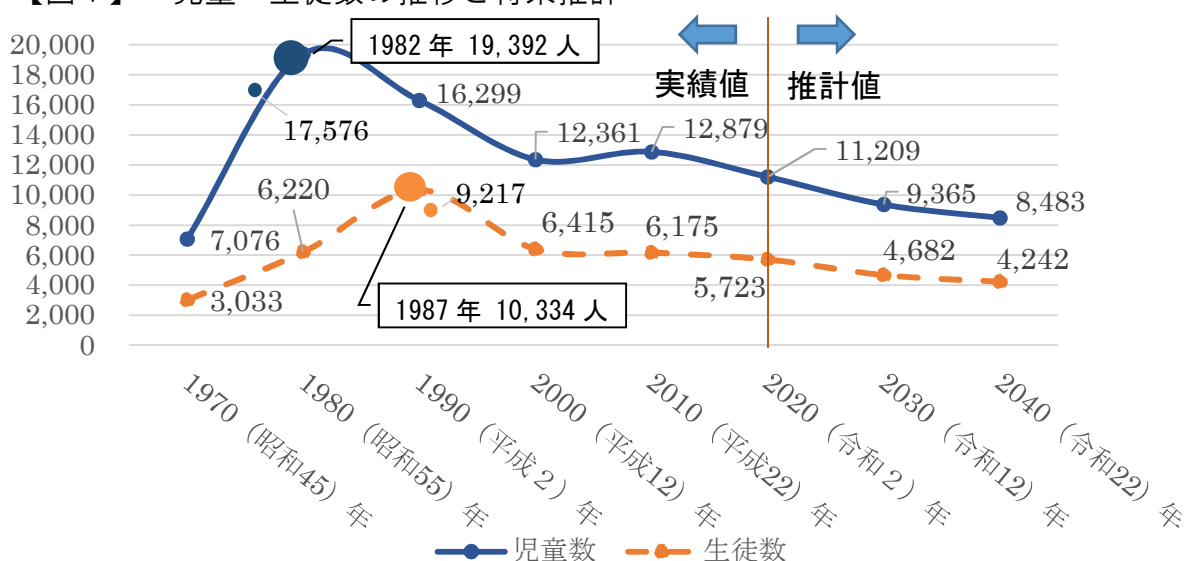
また、中心市街地などの一部地域では児童・生徒数が増加している学校がある一方、郊外の学校では児童・生徒数の減少が進んでおり、学校規模に偏りが生じています。

学級数については、おおむね児童・生徒数の推移に合わせ、増減していますが、最近の傾向として、通常学級が減少する一方、特別支援学級は増加傾向にあります。【図2】【図3】

児童・生徒数の将来推計では、今後も児童・生徒数の減少が続き、令和22（2040）年には、児童数は8,483人、生徒数は4,242人となり、令和2（2020）年度と比較すると、児童数は約2,700人（△24%）、生徒数は約1,500人（△26%）減少することが見込まれています。

このため、人口減少社会における児童・生徒の教育環境について、長期的な視点をもって検討を進めていく必要があるものと考えられます。

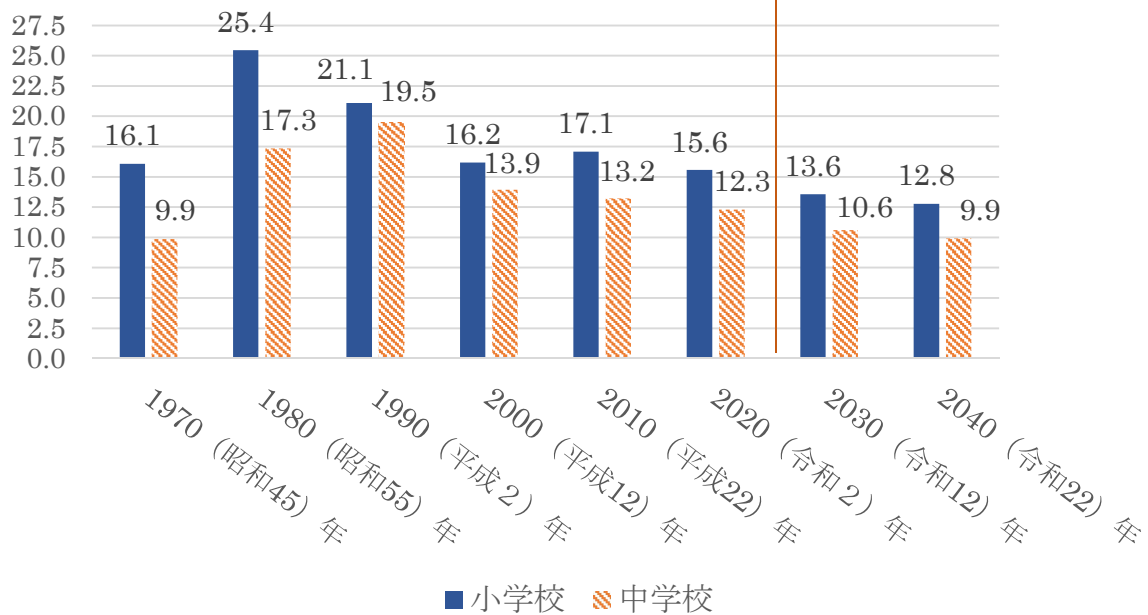
【図1】 児童・生徒数の推移と将来推計



児童・生徒数の将来推計値は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」の値から、児童・生徒対象年齢区分を按分して算出。

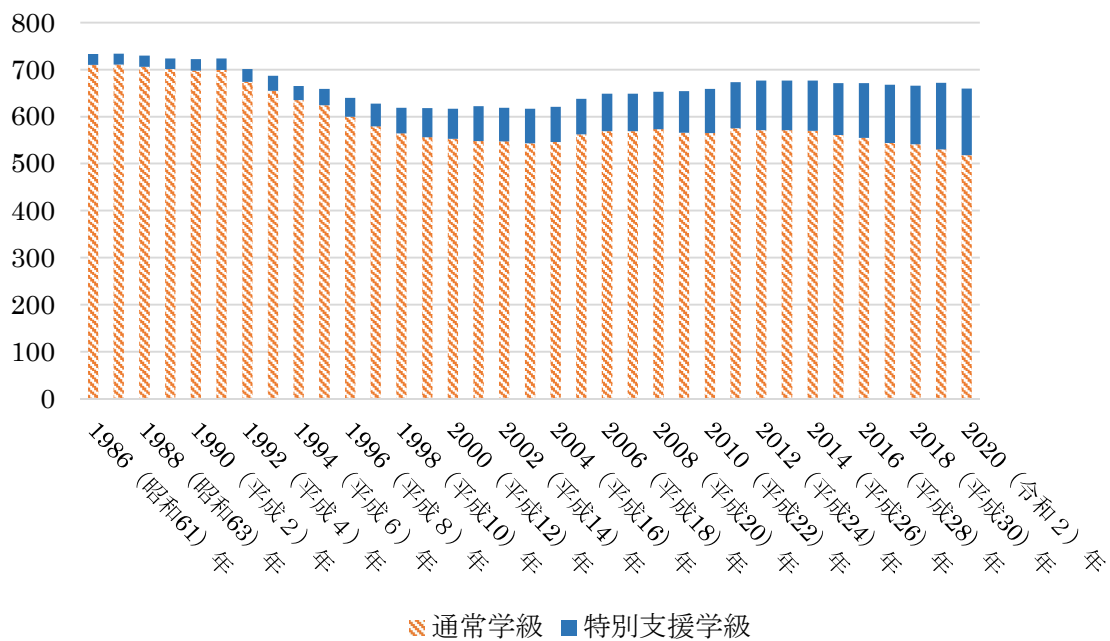
\*本答申では、固有名詞（例：厚木市〇〇計画 等）を除き、他自治体等と区別するためなどに厚木市を表す場合は「本市」（例：本市の人口 等）。特段の固有性がなく、一般的な行政単位として表す場合は「市」（例：市全体 等）を用いています。

【図2】 1校当たりの通常学級の平均学級数



\*学級数の推計値は、小学校1～3年は35人につき1学級。小学校4年～6年及び中学校は40人につき1学級で算出

【図3】 通常学級と特別支援学級数の推移



## 2 学校教育に求められる質や内容の変化

学校教育に求められる質や内容は、社会情勢の変化や時代の経過に伴い変化してきました。

平成 29（2017）年の学習指導要領の改訂では、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成するため、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」や「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を重視することとされ、体験的な学習や外国語教育の充実、情報活用能力の向上、個に応じた発達の支援（障がいに応じた支援や日本語の能力に応じた支援等）などが位置付けられました。

平成 30（2018）年に閣議決定された第 3 期教育振興基本計画では、令和 12（2030）年以降の社会を展望した教育政策の重点事項に、個人の目指すべき姿と教育の役割として「自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材を育成していくこと」を掲げ、これを含めた教育政策を推進するため「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」、「社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する」、「生涯学び活躍できる環境を整える」、「誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する」、「教育政策推進のための基盤を整備する」の五つの方針に基づき各施策に取り組むこととしています。

本市では、平成 21（2009）年度から令和 2（2020）年度までを計画期間とする「厚木市教育振興基本計画」において、基本理念である「未来を担う人づくり」に基づき、「拓く力」、「感じる力」、「築く力」の三つの力の育成を基本目標に掲げ、ICT 化やインクルーシブ教育の推進、地域住民が学校運営に参加するコミュニティ・スクールの推進など、時代の変化に対応しつつ、児童・生徒の確かな学力を身に付ける教育の推進に取り組んでいるところです。

また、令和 3（2021）年度を計画始期とする「第 2 次厚木市教育振興基本計画」では、基本理念である「未来を担う人づくり」を継承し、「挑戦」、「共生」、「創造」を新たな基本目標として掲げ、「GIGA スクール構想」の実現に向けた取組、家庭・地域・学校の協働による教育活動の充実、教職員が子どもたちと十分に向き合える環境の整備などに取り組んでいくこととしています。

今後も、こうした社会情勢の変化などに対応した学校教育の環境整備に取り組んでいく必要があります。

### 3 市立小・中学校の施設の老朽化

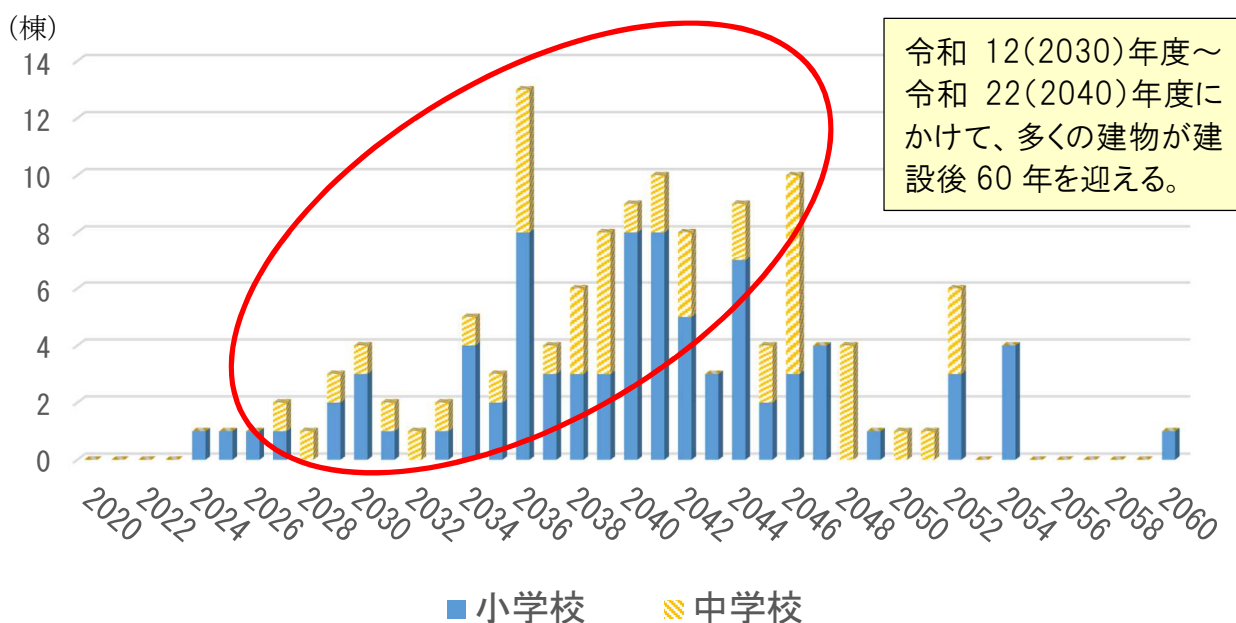
市立小・中学校は、昭和 40（1965）年代後半から児童・生徒数の増加に伴い整備を進め、現在、本市には小学校 23 校、中学校 13 校の合計 36 校（155 棟）が整備されています。

学校施設は、本市が保有している公共建築物における床面積の約半数を占めており、また、令和 2（2020）年度現在、42.6%の建物が築 40 年以上経過するなど、老朽化が進んでいます。（本市では、公共建築物の目標耐用年数を原則として建設後 60 年としています。）【図 4】

「厚木市公共施設最適化基本計画」で行った試算では、平成 27（2015）年度から令和 36（2054）年度までの 40 年間における学校施設の建て替えに伴う更新費用は約 725 億円、維持管理・修繕に係る費用は約 103 億円、合計で約 828 億円が必要となる見込みとなっています。

今後、建て替え等の費用を削減・平準化しながら、将来にわたって子どもたちの学校生活における安全を確保するとともに、これからの教育活動に対応できる環境を整えていくため、長期的な視点から建て替えや改修する学校施設の規模や優先順位を精査し、計画的に施設を整備していく必要があります。

【図 4】建設後 60 年（目標耐用年数）を迎える建物（棟）数の推移】



#### 4 学校教職員の多忙化

平成 29（2017）年度に市立小・中学校を対象に実施した勤務実態調査（調査期間：平成 29（2017）年 11 月 6 日～12 月 1 日のうち 7 日間）の結果による集計では、勤務日における教職員の時間外在校等時間数\*の 1 か月当たりの平均は、小学校で約 54 時間、中学校で約 70 時間となり、教職員の長時間勤務の状況が明らかになりました。

本市では、令和元（2019）年度に「厚木市立小・中学校における働き方改革に関する方針」を策定し、これまで取り組んできた教職員の負担軽減の取組を一層進めていくこととしています。

今後も教職員の負担を軽減し、教職員が児童・生徒一人一人と向き合う時間を確保するため、学校規模の偏りなどが教職員の学校運営や校務などの業務にもたらす負担への影響について考慮していく必要があります。

\*時間外在校等時間数…1 日の在校時間から、条例等で定める正規の勤務時間（8 時間 30 分〔勤務時間 7 時間 45 分+休憩時間 45 分〕）を除いた時間

#### 【教職員の定数の推移】

| 年度            | 小学校 | 中学校 | 小・中学校合計 |
|---------------|-----|-----|---------|
| 平成 22（2010）年度 | 672 | 403 | 1,075   |
| 平成 23（2011）年度 | 676 | 410 | 1,086   |
| 平成 24（2012）年度 | 680 | 415 | 1,095   |
| 平成 25（2013）年度 | 683 | 416 | 1,099   |
| 平成 26（2014）年度 | 683 | 418 | 1,101   |
| 平成 27（2015）年度 | 678 | 414 | 1,092   |
| 平成 28（2016）年度 | 681 | 417 | 1,098   |
| 平成 29（2017）年度 | 686 | 415 | 1,101   |
| 平成 30（2018）年度 | 685 | 411 | 1,096   |
| 令和元（2019）年度   | 692 | 412 | 1,104   |

## 5 これまでの適正規模・適正配置に関する取組

### (1) 「厚木市立・小中学校の通学区域再編成及び学校規模に関する基本方針」について

本市では、児童・生徒にとって、より良い教育環境を整備するため、学校規模の適正化を図ることを目的に、平成 27（2015）年 9 月に「厚木市立小・中学校の通学区域再編成及び学校規模に関する基本方針」（以下「方針」という。）を策定し、方針に「ア 通学区域の変更」、「イ 対象を限定した通学区域の設定」、「ウ 通学区域の一部区域における学校選択制度（住居からおおむね 1 km 以内の学校の選択）」、「エ 隣接区域への中学校選択制」、「オ 小規模特認校制度による特例」の五つの方策を位置付け、適正規模・適正配置の取組を進めてきました。

### (2) 取組実績について

方針策定後における、取組実績は次のとおりです。

#### ア 通学区域の変更

実施実績なし

#### イ 対象を限定した通学区域の設定

実施実績なし

#### ウ 通学区域の一部区域における学校選択制度

| 対象年度     | 実績   | 備考                                         |
|----------|------|--------------------------------------------|
| 平成 28 年度 | 1 人  | 厚木第二小学校から相川小学校                             |
| 平成 29 年度 | 3 人  | 厚木第二小学校から相川小学校（2 人）<br>南毛利小学校から緑ヶ丘小学校（1 人） |
| 平成 30 年度 | 5 人  | 厚木第二小学校から相川小学校（3 人）<br>南毛利小学校から緑ヶ丘小学校（2 人） |
| 平成 31 年度 | 7 人  | 厚木第二小学校から相川小学校（4 人）<br>南毛利小学校から緑ヶ丘小学校（3 人） |
| 令和 2 年度  | 4 人  | 厚木第二小学校から相川小学校（3 人）<br>南毛利小学校から緑ヶ丘小学校（1 人） |
| 合計       | 20 人 |                                            |

#### エ 隣接区域への中学校選択制

| 対象年度     | 実績    |
|----------|-------|
| 平成 28 年度 | 73 人  |
| 平成 29 年度 | 67 人  |
| 平成 30 年度 | 77 人  |
| 平成 31 年度 | 73 人  |
| 令和 2 年度  | 67 人  |
| 合計       | 357 人 |

中学校選択制利用理由（令和 2（2020）年度入学分）〔上位 3 位〕  
部活動（24 人）、友人関係（24 人）  
教育環境（15 人）

#### オ 小規模特認校制度による特例

| 対象年度     | 実績   |
|----------|------|
| 平成 28 年度 | 7 人  |
| 平成 29 年度 | 7 人  |
| 平成 30 年度 | 3 人  |
| 平成 31 年度 | 8 人  |
| 令和 2 年度  | 2 人  |
| 合計       | 27 人 |

※2016（平成 28）年度から玉川小学校を小規模特認校として指定しています。

(3) 取組成果と課題について

(対象期間：平成 27 (2015) 年度～令和元 (2019) 年度)

| No | 方策                  | 成果                                                                                                                                                                                       | 課題                                                                                                                                                                  |
|----|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 通学区域の変更             | (取組実績なし)                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                     |
| 2  | 対象を限定した通学区域の設定      |                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                     |
| 3  | 住居からおおむね1km以内の学校の選択 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度対象校の教職員からは、制度の積極的な利用についての要望があり、学校規模の適正化の一助となっている。</li> <li>・制度利用者へのアンケート等は実施していないが、制度の説明会に出席した保護者からは「制度利用者からの勧めがあつて検討している」との回答があつた。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度利用者は微増傾向ではあるものの、毎年度 10 人以下の規模にとどまっており、大規模校の学校規模を適正化する取組までには至っていない。</li> <li>・今後も利用者への積極的な周知を図っていく必要がある。</li> </ul>        |
| 4  | 隣接区域への中学校選択制        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本制度は、生徒が自ら選んだ学校で個性や能力を伸ばすことを目的としており、小規模校を選択した保護者のアンケートからは「先生が目が行き届いていた」、「友人との関わりが深く、充実した学校生活を送れた」などの回答があつた。</li> </ul>                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・部活動を理由に学校を選択する例も多いが、小規模校においては部活動の数が少なく、希望する部活動がない場合、他の学校を選択することで、小規模校が更に小規模校化してしまうなどの課題がある。</li> </ul>                      |
| 5  | 小規模特認校制度による特例       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童数 154 人中、制度利用者は 23 人。全児童の 14.9% に該当。(令和2(2020)年9月1日現在)</li> <li>・制度利用者へのアンケートでは「教職員・児童間の距離の近さ」や「地域との交流があることに魅力を感じている」との回答があつた。</li> </ul>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度利用者数については、例年 10 人を下回っている状況である。</li> <li>・市内全域からの利用を可能としているが、通学(送迎)の負担が大きく、制度利用者が少ないと考えられることから、通学手段の確保などの課題がある。</li> </ul> |

## 第2章 市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する考え方

### 1 適正規模・適正配置に関する基本的な考え方

本市では、市立小・中学校における教育の公平性の確保や教育水準の維持向上を図るため、これまでも学校の分離新設や通学区域再編成などに取り組んできました。

また、近年においては、一部地域におけるマンション建設等に伴う児童・生徒の増加や市全体における児童・生徒数の減少を踏まえ、平成 27（2015）年度に方針を策定し、「通学区域の一部区域における学校選択制度」や「小規模特認校制度」などの方策を実施し、学校の規模適正化に取り組んでいます。

そうした中であって、今後の児童・生徒数の減少や学校規模の偏り、学校施設の老朽化、新型コロナウイルスを始めとする感染症対策など、これからの本市における教育を取り巻く環境は様々な変化が生じることが想定されます。

特に、児童・生徒数については、令和 2（2020）年度と比較すると、令和 22（2040）年度には児童数は約 2,700 人（△24%）、生徒数は約 1,500 人（△26%）減少することが見込まれており、将来の児童・生徒数を見据えた教育環境の充実に向けた取組を着実に進める必要があります。

また、学校施設については、令和 2（2020）年度現在、42.6%の建物が築 40 年以上経過するなど、老朽化が進んでおり、児童・生徒のより良い教育環境の維持という観点から避けて通れない課題となっていくことが考えられます。

こうしたことを踏まえ、本委員会では、市立小・中学校において、より良い教育環境を整備し、更なる学校教育の充実を図るため、学校規模の偏りや学校施設の老朽化等がもたらす学習・教育環境や学校運営への影響や課題を精査し、それらの課題を解決していくため、市立小・中学校の適正規模・適正配置について、次の三つの視点に基づき審議を行うものとししました。

#### (1) 将来の学校の在り方を見据えた審議について

適正規模・適正配置の検討に当たって、現在はもちろんのこと、10 年後、20 年後を見据え、将来にわたって児童・生徒の教育環境の維持向上が図られるよう、長期的な視野をもって、ハード・ソフトの両面から、本市における学校の在り方を検討するものとします。

#### (2) 「厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査結果」を踏まえた審議について

審議に当たっては、本委員会における議論の充実を図るため、市が令和 2（2020）年 7 月に市立小・中学校の児童・生徒の保護者や教職員、市民を対象に「厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査」（以下「アンケート調査」という。）を実施しました。

アンケート調査では、児童・生徒保護者 697 人、教職員 107 人、市民 406 人

の合計 1,210 人から回答があり、望ましい学級数や許容できる通学時間、地域において求められる学校の役割、学校の建て替えの考え方、適正規模・適正配置の検討に必要な配慮などについて、貴重な意見をいただいています。

本委員会での審議に当たっては、アンケート調査結果を尊重した上で、検討を重ねていくものとします。

### (3) まちづくり・地域づくりにおける学校の役割等を踏まえた審議について

学校は児童・生徒の大切な学びの場であるとともに、災害時における避難施設の役割や地域の活動・交流の場など、多様な機能を兼ね備えた地域の拠点施設であることを踏まえ、適正規模・適正配置の方策の検討に当たっては、まちづくりや地域づくりの観点をもって検討するものとします。

## 2 適正規模（望ましい学級数）の考え方の整理

### (1) 適正規模の審議について

児童・生徒がより良い教育環境で学ぶため、学校の適正規模（1校当たりの望ましい学級数）について、国が示す学級数の標準や本市の学校規模の考え方、学校規模の推移と将来推計を確認した上で、大規模校・小規模校のメリット・デメリットを整理し、これからの適正規模の範囲を審議しました。

### (2) 国が示す学級数の標準及び本市の学校規模の基本的な考え方について

#### ア 国の学級数の標準について

「学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）」では、小・中学校ともに 12～18 学級を標準としています。

#### イ 本市の学校規模の考え方について

本市では、方針において学校規模の考え方について次のとおり示しています。

| 区分    | 小学校         | 中学校        |
|-------|-------------|------------|
| 過小規模校 | 5 学級以下      | 2 学級以下     |
| 小規模校  | 6 学級～11 学級  | 3 学級～11 学級 |
| 適正規模校 | 12 学級～24 学級 |            |
| 大規模校  | 25 学級～30 学級 |            |
| 過大規模校 | 31 学級以上     |            |

### (3) 学校規模の推移と将来推計について

これまでの学級数の推移と児童・生徒数の将来推計に基づいた今後の学級数の見込みは次の表のとおりです。

小学校は、今後、大規模校が減少し、小規模校が増加、中学校は適正規模校が減少し、小規模校が増加する見込みです。

### 【小学校】

| 学校規模  | H23（2011）年度 | R2（2020）年度 | R11（2029）年度 |
|-------|-------------|------------|-------------|
| 適正規模校 | 15          | 14         | 14          |
| 小規模校  | 4           | 5          | 8           |
| 大規模校  | 4           | 4          | 1           |

### 【中学校】

| 学校規模  | H23（2011）年度 | R2（2020）年度 | R11（2029）年度 |
|-------|-------------|------------|-------------|
| 適正規模校 | 9           | 7          | 3           |
| 小規模校  | 4           | 6          | 10          |
| 大規模校  | 0           | 0          | 0           |

\*学校規模は、方針で定める学校規模の考え方に基づく区分

## (4) 小規模・大規模校のメリット・デメリット・学校運営上の課題の整理について

アンケート調査を踏まえ、小規模・大規模校それぞれのメリット・デメリット・学校運営上の課題について審議しました。

### ア 小規模校

#### (7) メリット

- ・教職員の目が届きやすく、きめ細かな指導を受けやすい

アンケート調査では、保護者・教職員ともに選択割合が高い項目となりました。また、本委員会では、「少人数指導について、空き教室を活用してきめ細かな指導が行われている」などの意見が出されました。

- ・児童・生徒の人間関係が深まりやすい

アンケート調査では、保護者・教職員ともに選択割合が高い項目となりました。

#### (イ) デメリット

- ・児童・生徒の人間関係や相互の評価などが固定化しやすい

アンケート調査では、保護者・教職員ともに選択割合が最も高い項目となりました。また、本委員会では、「アンケート調査で『児童・生徒の人間関係が深まりやすい』の回答割合が高い一方で『人間関係や相互の評価などが固定しやすい』の回答割合も高いことに留意していく必要がある」などの意見が出されました。

- ・学校活動で制限を受けやすい

アンケート調査では、「(中学校での)部活動の設置が制限される」や「運動会や文化祭などの集団活動に制約が生じやすい」の項目に対する選択割合が高くなりました。また、本委員会では、視察を踏まえ、「生徒数が少なく、部活等の選択に苦労を感じた」という意見や「小規模校で1クラスだけだと問題が発生した時に対応ができなくて困るという話を聞く」などの

意見が出されました。

(ウ) 学校運営上の課題

・教職員の負担が大きくなりやすい

アンケート調査では、「1人当たりの校務負担や学校行事に関する負担が重くなりやすい」、「教職員数が少なく、バランスのとれた配置を行いにくい」の項目に対する選択割合が高くなりました。また、本委員会では、「一人の先生の役割分担が多岐にわたり、1人当たりの責任がとても重いのではないか」などの意見が出されました。

イ 大規模校

(7) メリット

・運動会や文化祭などの集団活動や学校行事に活気が生じやすい

アンケート調査では、保護者・教職員ともに選択割合が高い項目となりました。また、本委員会では、「大規模校は学校活動に勢いがある非常に盛り上がる」などの意見が出されました。

・児童・生徒の学校生活における多様性や選択肢の幅が広がりやすい

アンケート調査では、特に、中学校において保護者・教職員ともに選択割合が高い項目になりました。本委員会では、「希望する部活動が設置されている大規模校に通学するために学校選択制度を利用する生徒が一定数存在する」などの意見が出されました。

(イ) デメリット

・学校施設や備品の利用に制限を受けやすい

アンケート調査では、教職員では、「特別教室や体育館等の施設・設備の利用面で、一定の制約がかかりやすい」の選択割合が最も高い項目となりました。本委員会では、「教職員の立場からは、体育館や特別教室の利用が限られてしまうため、本来実施すべき内容が制限されてしまうことが一番大きい課題である」などの意見が出されました。

・教職員による児童・生徒一人一人の把握が難しくなりやすい

アンケート調査では、保護者では、「全教職員による児童・生徒の一人一人の把握が難しくなりやすい」の選択割合が最も高い項目となりました。本委員会では、「指導の観点からは、なかなか児童・生徒一人一人に目が届きにくいという課題も感じた」とや「教職員の目が行き届かないため、隠れたいじめの案件が発生する事例もあると聞く」など意見が出されました。

(ウ) 学校運営上の課題

・教職員のマネジメントや教職員相互の連絡調整等が難しくなりやすい

アンケートでは「教職員相互の連絡調整や共通理解を図ったりする上で支障が生じやすい」とや「児童・生徒や教職員が多く、マネジメントが難しくなりやすい」の項目の選択割合が高くなりました。本委員会では、「学校が大規模になると教職員間の意識調整や実施に当たってのスピード感などの

面で難しい」などの意見が出されました。

(5) これからの適正規模について

ア 学校の適正規模について

小規模校・大規模校のメリット・デメリット・学校運営上の課題等に係る本委員会における審議及びアンケート調査結果を踏まえて、小・中学校における望ましい学校規模を次のとおりとします。

| 校種  | 適正規模                             |
|-----|----------------------------------|
| 小学校 | 12 学級～24 学級程度 （1 学年当たり 2～4 学級程度） |
| 中学校 | 9 学級～18 学級程度 （1 学年当たり 3～6 学級程度）  |

イ 適正規模の範囲設定の考え方について

(7) 小学校

- ・アンケート調査では、「望ましい学級数を選択した理由」で「教員の目が届きやすい」、「人間関係が深まりやすい」、「多様な人間関係の構築」、「多様な考え方や切磋琢磨する機会」などの選択割合が高いことから、児童への教育指導、児童間の人間関係の形成などが図られやすい学級数が望ましいと考えられます。
- ・アンケート調査では、1 学年当たりの学級数において、「1 学級」及び「5 学級以上」の選択割合は保護者、教職員ともに非常に低くなっており、また、本委員会で審議した小規模・大規模校のデメリットや学校運営上の課題とも合致しています。
- ・学校規模を適正化することにより、全ての学年でクラス替えや学級の枠を超えた学習等の実施、各学年に複数の教職員を配置することが可能となります。

(イ) 中学校

- ・アンケート調査では、「望ましい学級数を選択した理由」で「教員の目が届きやすい」、「集団活動や学校行事に活気が生じやすい」、「豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成」などの選択割合が高いことから、教員の目が届きやすく、きめ細かな教育指導が行える学級数であることに加え、集団活動や学校行事の実施、豊かな人間関係の構築、多様な集団の形成などを図るため一定以上の生徒数となる学級数が望ましいと考えられます。
- ・アンケート調査では、「望ましい学級数」で、1 学年当たりの学級数において、「1 学級」、「2 学級」、「7 学級以上」の選択割合は保護者、教職員ともに非常に低くなっており、また、本委員会で審議した小規模・大規模校のデメリットや学校運営上の課題とも合致しています。
- ・学校規模を適正化することにより、活気のある集団活動や学校行事の実施、多様な集団の形成を図ることが可能になるとともに、免許外教科担

任制度\*を解消し、全ての授業で教科担任による学習指導が可能となります。

\*教科の免許状を保有する教員が採用できない場合の例外として、1年以内の期間を限り、都道府県教育委員会の許可により、当該教科の免許状を有しない教員が当該教科の教授を担当するもの

#### (6) 適正規模検討時の留意事項について

##### ア 1学級当たりの児童・生徒数について

適正規模の審議に当たり、アンケート調査では、「1学級当たりの児童・生徒の少人数化を考えるべき」などの回答が寄せられました。また、本委員会における「大規模校や小規模校を問わず、1学級当たりの人数は変わらないので、1学級当たりの児童・生徒数をどのように考えるべきか整理する必要がある」などの意見を踏まえ、学校規模検討の前提となる1学級当たりの児童・生徒数について審議を進めました。

本委員会では、小・中学校の学級編制の現状や本市の少人数学級等に向けた取組状況を確認した上で、児童・生徒への教育的な指導効果や新型コロナウイルスを始めとする感染症対策などの観点、国が少人数による学級編制の検討を進めていることを踏まえ、少人数学級や少人数指導の推進について本市として引き続き検討していく必要があることを確認しました。

その上で、1学級当たりの児童・生徒数を定める学級編制の標準については、基本的に国の示す標準に基づき定められているものであり、市費負担で教職員の加配等を実施し、少人数による学級編制を行うことは、教職員の人材や財源の確保などの課題が考えられます。そうしたことから、本委員会での適正規模の検討に当たっては、現行の本市の学級編制標準に基づき、適正規模を審議することを確認しました。

##### イ 国の学級編制の標準の動向を踏まえた学級規模の検討について

国では一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安全な教育環境を整備するため、学級編制の標準を段階的に引き下げることを検討しています。

本委員会では、将来的に小・中学校が35人学級、30人学級となった場合における学級数を推計し、本市の適正規模の検討に係る影響等を整理した上で、今後、少人数による学級編制が実施された場合を想定した上で適正規模について審議することを確認しました。

##### ウ 特別支援学級について

特別支援学級は通常学級とは別に学級編制を行っており、学校規模を検討する際の学級数には含まれていませんが、特別支援学級の児童・生徒数及び学級数は過去35年間で約6倍に増加しており、今後も増加が継続する可能性があることから、この点について留意しながら適正規模の審議することを確認しました。

### 3 適正配置（望ましい通学距離・時間の範囲）の考え方の整理

#### (1) 適正配置の審議について

小・中学校における適正配置（通学距離・時間）について、国や本市のこれまでの適正配置の考え方を確認し、児童・生徒の通学状況を整理した上で、望ましい通学距離・時間の範囲について審議しました。

#### (2) 国及び本市の適正配置の考え方について

##### ア 国の適正配置の考え方について

「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 189 号）」では、適正な規模の条件として、「通学距離が、小学校にあってはおおむね 4 キロメートル以内、中学校にあってはおおむね 6 キロメートル以内」であることとしています。

また文部科学省が平成 27（2015）年に公表した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」では、「通学時間について、『おおむね 1 時間以内』を一応の目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて 1 時間以上や 1 時間以内に設定することの適否も含めた判断を行うことが適当」であるとしています。

##### イ 本市の適正配置の考え方について

本市では方針において「小学校がおおむね 4 km 以内、中学校がおおむね 6 km 以内を原則」としています。

#### (3) 児童・生徒の通学の現状について

##### ア 通学距離・時間について（1 km=15 分程度\*で算出）

通学距離について、令和 2（2020）年度の各小・中学校における通学路において最長となる距離を確認すると、小学校では、依知小学校の 3.6 km（50～60 分程度）、中学校では荻野中学校の 3.5 km（50～60 分程度）となっています。各学校の最長の距離の平均値は、小学校は約 1.9 km（30 分程度）、中学校は約 2.6 km（35～40 程度）となっています。

通学時間について、アンケート調査では、児童では 15 分（1 km）未満が 47.1%、30 分（2 km）未満が 41.2%、生徒では 30 分（2 km）未満が 49.0%、15 分（1 km）未満が 41.6%となっており、児童・生徒共に約 90%が 30 分（2 km）未満の通学時間となっています。

##### イ 通学方法について

児童・生徒の通学方法は、現状では、ほぼ「徒歩のみ」となっています。

#### (4) 通学距離・時間の範囲について

##### ア アンケート調査項目「許容できる通学時間」等についての回答について

・アンケート調査では、小・中学校ともに「30 分未満」が 1 位となっており、児童・生徒の保護者、小・中学校教職員の全区分で 70%程度の割合になっています。

\*本答申では、「不動産の表示に関する公正競争規約及び施行規則」で定める『徒歩による所要時間は、道路距離 80 メートルにつき 1 分間を要する』（1 km=12 分 30 秒）を参考に、児童・生徒数の徒歩速度を考慮し、1 km=15 分程度としています。

- ・小学校では、保護者と教職員で順位は逆になりますが、「15 分未満」と「45 分未満」が 2 位、3 位となっており、4 位は共通で「60 分未満」となりました。「60 分以上」を選択した保護者、教職員はいませんでした。
- ・中学校では、保護者、教職員共通で「45 分未満」が 2 位となりました。3 位は保護者では「15 分未満」、教職員では「60 分未満」となりました。
- ・アンケート調査項目「適正規模・適正配置の検討に必要な配慮」では、「通学時の安全確保等」に関する意見が 64 件、「通学手段（通学の負担軽減）等」に関する意見が 36 件寄せられました。

#### イ 通学距離・時間の上限について

適正配置（望ましい通学距離・時間の範囲）に係る審議及びアンケート調査結果を踏まえて、小・中学校における通学距離・時間の範囲を次のとおりとします。

| 校種  | 適正配置（通学距離・時間の上限）  |
|-----|-------------------|
| 小学校 | おおむね 3 km（45 分）以内 |
| 中学校 | おおむね 4 km（60 分）以内 |

#### ウ 通学距離・時間の上限設定の考え方について

- ・これまでの本市の方針及び国の考え方では小学校はおおむね 4 km 以内、中学校はおおむね 6 km 以内となっており、徒歩換算ではそれぞれ 60 分、90 分となっていますが、アンケート調査では、現状の通学時間では 60 分以上かかる児童・生徒は存在せず、また、保護者・教職員が許容範囲だと考える通学時間においても 60 分以上と回答している方はほぼいない状況です。（生徒保護者で 1.2%、その他区分では選択者はいない。）
- ・現状で最長となる通学路は、小学校で 3.6 km、中学校では 3.5 km であり、当該の児童・生徒を含めほぼ全てが徒歩で通学しています。
- ・本委員会では、「児童・生徒はランドセルや部活の荷物などの重い荷物を持って通学しているので、小学校 4 km、中学校 6 km はかなりきついのではないか」などの意見が出されました。

### (5) 通学距離・時間を考える際の留意事項等について

#### ア 通学距離・時間についての考え方について

アンケート調査では、「通学距離が長くなった児童・生徒に対して、スクールバス・自転車通学等の対応が必要ではないか」などの意見が寄せられました。

本委員会では、「通学距離と通学時間の両方ではなく、どちらかが適正範囲を超える場合は何らかの対応を実施していく必要がある」と「通学区域を考える際には距離だけでなく、通学経路におけるアップダウンや通学路の整備、登校班の管理など、学校ごとの状況を考慮する必要がある」などの意見が出されました。

こうしたことから、適正配置の方策検討に当たっては、通学距離・時間の両方を考慮した上で、各学校の立地等を踏まえた検討を行うことを確認しました。

#### イ 通学距離・時間を考える際の留意事項について

アンケートでは、「通学に時間がかかる生徒については、安全を第一にするようにしてほしい」、「通学距離が延びれば、その分だけ危険が増えるので、保護者が納得する方法を考えていく必要がある」などの意見が寄せられました。

本委員会では、「たとえ通学距離・時間の範囲内であっても、通学距離や時間が長くなる児童や生徒に対しては必要となる対策を行っていく必要があるのではないか」、「時間や距離とともに安全な登下校環境の整備についても、併せて考えていく必要がある」、「毎日歩いて通学することは、体力向上の観点から重要である。安易にバスでの通学や自家用車での送迎を認めると、徒歩での通学がもたらす子どもの体力向上という効果が省かれてしまう可能性もあると思うので、その辺りも考慮する必要がある」などの意見が出されました。

こうしたことから、適正配置の方策検討に当たっては、児童・生徒の通学時における安全性に十分配慮するとともに、通学に伴う児童・生徒への負担や徒歩通学がもたらす体力向上の観点などを踏まえた検討を行うことを確認しました。

## 第3章 市立小・中学校の適正規模・適正配置の方策

### 1 適正規模・適正配置の方策の整理

#### (1) 適正規模・適正配置の方策の検討に係る基本的な考え方について

学校の適正規模・適正配置の方策の審議に当たり、前提となる基本的な考え方を次のとおり整理しました。

#### ア 適正規模・適正配置の基準について

学校の適正規模・適正配置の方策に当たっては、本委員会で審議し、定めた適正規模（望ましい学級数）及び適正配置（望ましい通学距離・時間の範囲）を前提とし、検討を行うものとします。

#### イ 通学区域制度について

「学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）」第5条第2項では、「市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校が2校以上ある場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。」と定められていることから、本市では「厚木市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則」を制定し、通学区域を定め、就学すべき学校を指定しています。

本市では、方針で「通学区域制度は、義務教育における適正な規模の学校と教育内容を保障し、これにより教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的として掲げている。また、学校は、地域コミュニティの場としての役割も高く、児童・生徒が自分たちの生活圏の中で成長していくことが重要であることから、住所により就学する学校を指定する通学区域制度を基本とする。」という考え方に基づき通学区域を定めており、現状においても、この考え方に妥当性があるものと考えられることから、この制度を維持するものとします。

#### ウ 1 中学校・2 小学校の原則について

本市では、これまで教育活動上の活力や発展性を考慮し、方針において「中学校の通学区域は、二つの小学校の通学区域で構成することを原則とする。ただし、学校規模等を勘案の上、通学区域を設定する。」と定めています。

今後についても、教育上の活力や発展性を考慮し、この原則を維持しつつ、中学校において適正な学校規模を確保することを前提に、1 中学校・1 小学校の通学区域の構成等も認めるものとします。

(2) 適正規模の方策の整理について

学校規模の適正化を図るための方策や各方策を実施する場合における効果やメリット、課題や留意すべき事項について、次のとおり整理しました。

ア 適正規模の方策について

| No | 方策           |                         | 方策の説明                                                                |
|----|--------------|-------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| ①  | 通学区域の変更      |                         | 通学区域を変更・再編成するもの                                                      |
| ②  | 学校の統廃合       | (1) 既存学校用地の活用           | 既に学校が設置されている用地を活用して、複数校を統合するもの                                       |
|    |              | (2) 新規用地の確保             | 新たに用地を確保し、複数校を統合するもの                                                 |
|    |              | (3) 通学区域の分割             | 3校以上の統合予定校のうち、1校を分割し、他の学校に統合するもの                                     |
| ③  | 通学区域制度の弾力的運用 | (1) 通学区域の一部区域における学校選択制度 | 大規模状態にある学校の通学区域に居住する児童・生徒について、他の学校が住居からおおむね1km以内にある場合、当該学校への就学を認めるもの |
|    |              | (2) 小規模特認校制度            | 通学区域に関係なく、特定の小規模校への就学を認めるもの                                          |
| ④  | 学校の新設        |                         | 既存の通学区域を分割して新しい学校を設置するもの                                             |
| ⑤  | 校舎の増改築       |                         | 児童・生徒の増加に対応するため、既存校舎の増改築を実施するもの                                      |

イ 各方策の効果やメリット、課題や留意すべき事項について

次表のとおり

【各方策の効果やメリット、課題や留意すべき事項について（①～②）】

・「○」は該当、「△」は一定程度該当する項目

| 適正規模の方策         |                                        | ①通学区<br>域の変更 | ②学校の統廃合          |                |                |
|-----------------|----------------------------------------|--------------|------------------|----------------|----------------|
|                 |                                        |              | (1)既存学校<br>用地の活用 | (2)新規用<br>地の確保 | (3)通学区<br>域の分割 |
| 効果・<br>メリ<br>ット | 地域を分断することなく学校規模を調整することができる             |              | ○                | ○              | △              |
|                 | 対象校の学校規模を調整することができる                    | ○            | ○                | ○              | ○              |
|                 | 児童・生徒が学校を選択することができる                    |              |                  |                |                |
| 課題・<br>留意事項     | 就学している学校の変更等により児童・生徒や保護者に負担が発生する可能性がある | ○            | ○                | ○              | ○              |
|                 | 通学距離・時間が長くなる児童・生徒が発生する可能性がある           | △            | ○                | △              | ○              |
|                 | 小規模校同士、大規模校同士が隣接しているケースには適さない          | ○            |                  |                |                |
|                 | 地域コミュニティと学校との関係や連携が希薄化する可能性がある         |              |                  |                |                |
|                 | 地域コミュニティへの影響(地域の分割・分断)                 | ○            |                  |                | △              |
|                 | 地域コミュニティへの影響(廃校となる地域の活力の減少等)           |              | ○                | △              | ○              |
|                 | 制度の利用状況により、規模適正化の効果が小さくなる可能性がある        |              |                  |                |                |
|                 | 学校用地取得や学校施設整備が必要となる                    |              |                  | ○              |                |

【各方策の効果やメリット、課題や留意すべき事項について（③～④）】

| 適正規模の方策 |                                        | ③通学区域制度の弾力的運用<br>(1) 通学区域の一部区域における学校選択制度 | (2) 小規模特認校制度 | ④学校の新設 |
|---------|----------------------------------------|------------------------------------------|--------------|--------|
| 効果・メリット | 地域を分断することなく学校規模を調整することができる             |                                          |              |        |
|         | 対象校の学校規模を調整することができる                    | △                                        | △            | ○      |
|         | 児童・生徒が学校を選択することができる                    | ○                                        | ○            |        |
| 課題・留意事項 | 就学している学校の変更等により児童・生徒や保護者に負担が発生する可能性がある |                                          |              | ○      |
|         | 通学距離・時間が長くなる児童・生徒が発生する可能性がある           |                                          | △            |        |
|         | 小規模校同士、大規模校同士が隣接しているケースには適さない          | ○                                        |              |        |
|         | 地域コミュニティと学校との関係や連携が希薄化する可能性がある         | △                                        | ○            |        |
|         | 地域コミュニティへの影響(地域の分割・分断)                 |                                          |              | △      |
|         | 地域コミュニティへの影響(廃校となる地域の活力の減少等)           |                                          |              |        |
|         | 制度の利用状況により、規模適正化の効果が小さくなる可能性がある        | ○                                        | ○            |        |
|         | 学校用地取得や学校施設整備が必要となる                    |                                          |              | ○      |

【「⑤校舎の増改築」の効果やメリット、課題や留意すべき事項について】

⑤については、適正規模の方策に準じた方策であり、効果や課題等は次のとおりとなります。

|     |                                                                                                        |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 効果等 | 地域を分断することなく、大規模校のデメリットの一部を解消できる                                                                        |
| 課題等 | 学校規模のデメリットの一部解消（施設や備品の利用制限の解消）にはつながるが、その他のデメリット等（「児童・生徒一人一人の把握が難しくなりやすい」「教職員のマネジメント等が難しくなりやすい」）は解消されない |

### (3) 適正配置の方策（通学負担軽減策）の整理について

学校規模の適正化の検討に当たり、望ましい通学距離・時間を上回る場合などにおける適正配置の方策（通学負担軽減策）を実施する場合のメリット、課題や検討・対応が必要な事項について、次のとおり整理しました。

#### ア 適正配置の方策について

| No | 方策                         | 対象校種       | 方策の説明                                                                                                                                                                  |
|----|----------------------------|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①  | 住所地から近い場所にある学校への通学を認める     | 小学校<br>中学校 | 住所により定められている就学指定校より、通学距離が短い学校への通学を認めるもの<br>※本市では、児童は「厚木市指定学校変更承認要綱」で定める「指定学校よりも著しく距離的に近い学校に就学を希望する場合」について、就学小学校の変更が可能。（生徒は「厚木市中学校選択制実施要綱」に基づき指定中学校の変更が可能。）             |
| ②  | 公共交通機関（バスなど）の利用を認める        |            | バスなどの公共交通機関を利用した通学を認めるもの                                                                                                                                               |
| ③  | スクールバスを運行する（コミュニティバスを運行する） |            | 児童・生徒が乗車する専用のバス（又はコミュニティバス）を運行し、学校まで通学するもの                                                                                                                             |
| ④  | 自転車の通学を認める                 | 中学校        | 自転車を利用した通学を認めるもの<br>※本方策の検討に当たっては、通学における安全性の確保を考慮し、まず方策①～③を優先的に検討する。その上で、学校の立地状況、生徒の通学の現状等を踏まえ、方策①～③を導入した場合において課題が多く、かつ、本方策の導入による通学負担軽減の効果が高いと判断される場合において実施を検討するものとする。 |

※適正配置の方策の整理に当たり、「家族などによる自家用車等での送迎を認める」について、本委員会で審議した結果、「家庭の状況により制度を利用ができないケースがある」「登下校時における学校周辺の交通混雑の発生」、「送迎に伴う保護者などの負担の発生」など、適正配置の方策として課題が多いと考えられることから、方策への位置付けは行わないこととしました。

イ 各方策のメリット、課題や検討・対応が必要な事項について

| No | 方策                         | メリット                                                                                                                                                                                                                                               | 課題や検討、対応が必要な事項                                                                                                                                                                                                                                      |
|----|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①  | 住所地から近い場所にある学校への通学を認める     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人的・財政的な追加負担等がなく、通学に係る負担の軽減が可能</li> <li>・類似制度が整備されており、制度の導入が容易</li> </ul>                                                                                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・就学指定校より近い場所にある学校が存在しないケースには適さない</li> <li>・就学指定校より近い場所にある学校が通学距離等の上限を超えるケースには適さない</li> <li>・指定就学校が小規模校である場合や近い場所にある学校が大規模校である場合、結果的に学校規模の偏りを更に大きくしてしまう可能性がある</li> </ul>                                      |
| ②  | 公共交通機関（バスなど）の利用を認める        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に運行しているため、乗り遅れた場合も次のバスでの登下校が可能</li> <li>・（スクールバスと比較して）市で乗降場所の確保等が不要</li> <li>・公共交通の利用が促進されるため、路線バス等の公共交通の維持に寄与する可能性がある</li> </ul>                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の路線バスの運行がない地域では制度自体の利用ができない</li> <li>・制度利用者におけるバス代の負担が発生する</li> <li>・一般乗客がいるため、満員で乗車できない場合や車内トラブルが発生する可能性がある</li> </ul>                                                                                   |
| ③  | スクールバスを運行する（コミュニティバスを運行する） | <p>【スクールバス・コミュニティバス共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の路線バスの運行がない地域でも制度導入が可能</li> <li>・乗降場所をきめ細かに設定することが可能</li> </ul> <p>【スクールバスのみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般乗客がいないため、満員で乗車できないことや車内トラブルが発生する可能性が低い</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・乗り遅れた場合、バスによる登校・下校ができなくなる可能性がある</li> <li>・バスの導入・運行等に係る市の財政的負担が大きくなる可能性がある</li> <li>・市による乗降場所の確保が必要</li> </ul>                                                                                               |
| ④  | 自転車の通学を認める                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒が慣れ親しんでいる移動手段であり、公共交通機関やスクールバスなどと比較し、自由度が高く、利便性が高い</li> <li>・既に自転車を所有している場合、金銭的負担が小さい</li> </ul>                                                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車運転による事故の被害者・加害者となる可能性があることから、導入に当たっては、事故を防ぐため学校、保護者、教育委員会、警察など関係者による十分な協議や車道通行等における安全対策を講じる必要がある。</li> <li>・制度利用者における自転車等の購入負担が発生する</li> <li>・学校敷地への駐輪場の整備</li> <li>・雨天等の場合、他の交通手段が必要となる場合がある</li> </ul> |

## 2 方策の実施に当たり考慮すべき事項等

適正規模・適正配置の方策の検討に当たっては、教育上の観点はもちろんのこと、公共施設の維持管理や適正配置、都市づくり、学校と地域コミュニティ等との関係性や地域コミュニティ等の拠点としての学校施設の在り方等を考慮する必要があることから、これらの項目について審議しました。

### (1) 公共施設の維持管理や適正配置について

#### ア 学校施設の現状について

市立小・中学校は、昭和 40（1965）年代後半から児童・生徒数の増加に伴い整備を進め、現在、小学校 23 校、中学校 13 校の合計 36 校（155 棟）が整備されており、学校施設は、本市が保有している公共建築物における床面積の約半数を占め、令和 2（2020）年度現在、42.6%の建物が築 40 年以上経過しています。

本市では、「厚木市公共建築物の長期維持管理計画基本方針」に沿って予防保全や設備改修等を実施し、施設の適切な維持管理及び長寿命化に努めているものの、全体として老朽化が進んでいることから、今後、更新による再整備が必要となる施設が集中することが見込まれています。（本市では、公共建築物の目標耐用年数を原則として建設後 60 年としています。）

#### 【10 年以内（令和 2 年度～11 年度）に目標耐用年数を迎える学校施設一覧】

| No | 校種  | 学校名    | 建物名 | 更新時期   |
|----|-----|--------|-----|--------|
| 1  | 小学校 | 依知南小学校 | 中央棟 | 令和 6 年 |
| 2  |     | 緑ヶ丘小学校 | 東棟  | 7 年    |
| 3  |     | 北小学校   | 南棟  | 8 年    |
| 4  |     | 小鮎小学校  | 南棟  | 9 年    |
| 5  |     | 依知小学校  | 体育館 | 11 年   |
| 6  |     | 厚木小学校  | 北棟  | 11 年   |
| 7  | 中学校 | 南毛利中学校 | 体育館 | 9 年    |
| 8  |     | 睦合中学校  | 体育館 | 10 年   |
| 9  |     | 東名中学校  | 南棟  | 11 年   |

「厚木市公共施設最適化基本計画」（以下「基本計画」という。）で行った試算では、平成 27（2015）年度から令和 36（2054）年度までの 40 年間における学校施設の建て替えに伴う更新費用は約 725 億円、維持管理・修繕に係る費用は約 103 億円、合計で約 828 億円を見込んでいます。

（市公共施設全体では、更新費用は 40 年間で約 1,430 億円、維持管理費用で約 419 億円、全体で約 1,849 億円を見込んでいます。）

## イ 公共施設最適化の取組について

基本計画の推計では、公共建築物の更新・保全のために充当できる予算は40年間で約1,427億円となっており、約422億円不足することが見込まれており、これらの財源不足を解消するため、次のとおり取組を進めているところです。

### 【基本計画で定める「財源不足を解消するための取組一覧」】

| No | 個別目標          | 具体的な取組                                  | 40年間の効果額 |
|----|---------------|-----------------------------------------|----------|
| 1  | 適正な規模での更新、複合化 | 小・中学校（現状の75～80%）<br>その他公共建築物（現状の85～90%） | 約262億円   |
| 2  | 特定財源の確保       | 更新時における特定財源の確保                          | 約115億円   |
| 3  | 民間への移譲        | 保育所6か所ほか                                | 約15億円    |

基本計画では「小・中学校については、将来的な児童・生徒数の減少を見据え、適正な教室数への更新や施設の複合化などにより、40年間で延べ床面積の総量を現在の75～80%まで抑制していく」方針が示されており、今後の学校施設の更新に合わせ、施設の適正規模での更新はもちろんのこと、施設の複合化などを実施する必要があります。

また、アンケート調査の設問項目「学校の建て替えの考え方」に対し、児童・生徒保護者、教職員、市民の全ての回答区分において「将来の児童・生徒数を見据え、経費も考慮し、地域ごとに建て替える学校を決めて、建て替える」の選択割合が7割を超えていることを踏まえ、学校の統廃合等を含め、建て替える学校を選択し、延べ床面積を抑制することを検討する必要があります。

今後、建て替え等の経費を削減・平準化しながら、将来にわたって子どもたちの学校生活における安全を確保するとともに、これからの教育活動に対応できる教育環境を整えていくため、長期的な視点から建て替えや改修する学校施設の規模や優先順位を精査し、計画的に施設を整備していく必要があります。

※本市では基本計画に基づき公共施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、改めて公共施設の現状を整理した上で、対策に係る優先順位の考え方、対策内容及び実施時期を定める「厚木市公共施設個別施設計画」の策定を進めており、本委員会の答申を踏まえて策定する「厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」との整合を図りながら、策定するものとしています。

## (2) 都市づくりについて

### ア 都市づくりにおける学校の位置付けについて

本市の都市計画の基本的な方針を定めている「厚木市都市マスタープラン」は、本市の都市づくりの方向性を示すとともに、将来あるべき姿、道路、公園等の公共施設の計画、整備等の方針を定め、市域の都市的な土地利用の方針を示す計画となっています。

都市マスタープランでは、学校は、「防災に関する方針」の中で「学校等の公共施設の耐震診断に基づく適正な補強や必要な防災機能の付加等を引き続き整備してまいります」としています。また、「公園・緑地の整備方針」では、地区公園\*や近隣公園\*について、「災害における地域の緊急活動拠点」や「避難空間としての機能を充足できる施設」として「小学校及び中学校に隣接若しくは近接する位置」で整備することとしています。

また、現在、都市マスタープランの一部として、人口減少・少子高齢化に対応する都市づくりを進めるため、居住とサービス施設をバス路線沿線に緩やかに誘導し、居住と生活サービスの距離を短縮することにより、市民の生活利便性を高め、誰もが快適に移動し、地域で暮らし続け、働き続けることができる人にやさしい都市を目指す「厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画」の策定を進めているところです。

については、今後、適正規模・適正配置の方策を考えるに当たっては、これらのまちづくりの方針を考慮しながら検討を進める必要があります。

\*地区公園とは、主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。

近隣公園とは、主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。

## (3) 地域コミュニティ等との関係について

### ア 学校と地域コミュニティ等との関係性について

市立小・中学校は、学校関係者だけでなく、自治会を始めとする様々な地域コミュニティ団体等の支援を受けながら運営を行っており、近年では、保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みである学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の取組などを積極的に進めています。

また、社会教育の視点からも、小学校区ごとに設置されている「地域子ども教室」を始め、学校、地域の団体や個人、公民館などが連携した取組が行われており、今後もそうした取組が地域で求められることが考えられます。

こうしたことを踏まえ、適正規模・適正配置の方策の検討に当たっては、地域コミュニティや地域施設等との関係性を考慮しながら検討を行う必要があります。

そうした中において、学校と地域コミュニティ等の区域が一致していることは、学校と地域コミュニティ等が連携・協力して学校の運営や児童・生徒の見守り等を行っていくという観点から望ましいと考えられます。

については、今後、適正規模・適正配置の方策を考えるに当たっては、自治

会を始めとする地域コミュニティ団体等が分断することができる限りないよう、各団体の設置単位等を考慮に入れるとともに、団体などの意見を丁寧に聴取しながら検討を進めていく必要があります。

【学校運営に関係する主な地域コミュニティ団体や施設等】

○ 団体・個人

| No | 団体名等                     | 設置目的等                                                                                                                                    |
|----|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 学校運営協議会<br>(コミュニティ・スクール) | 保護者や地域住民が学校の様々な課題解決に参画し、それぞれの立場で主体的に子どもたちの成長を支えていくための仕組み。学校関係者と保護者や地域住民が情報や課題を共有したり、教育目標や目指すべき子ども像について協議を行うなど、学校・家庭・地域の連携・協働体制を構築するための組織 |
| 2  | 小中学校 PTA                 | 児童・生徒の健全な成長を図ることを目的とし、親と教師とが協力して、学校及び家庭における教育に関し、理解を深め、その教育の振興に努め、さらに、児童・生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実を図るため会員相互の学習その他必要な活動を行う組織        |
| 3  | 各種学校ボランティア               | 各学校の特性や状況に合わせて実施されているボランティア活動（清掃活動や登下校の見守り等）に協力する団体や個人                                                                                   |
| 4  | 青少年健全育成会                 | 地域の関係団体や関係機関の方々と組織され、家庭、学校、地域をつなぐパイプ役として、青少年の健全育成のために活動している組織                                                                            |
| 5  | 青少年指導員                   | 地域で青少年の健全な育成活動を推進するため、自治会、青少年関係団体、その他青少年指導者と連携を取りながら、地域ぐるみで青少年を育成する実践的な活動を進める役割を担う個人                                                     |
| 6  | 青少年相談員                   | 不良行為などが行われやすい場所を計画的に巡回し、声掛け指導等をするとともに、青少年健全育成啓発活動を実施する個人                                                                                 |
| 7  | 子ども会                     | 子どもたちの自主性を大切にしながら、年齢の異なる子どもたちが、スポーツ・レクリエーション活動、文化活動などを行う組織                                                                               |
| 8  | 母親クラブ                    | 青少年健全育成のために活動している母親等の組織                                                                                                                  |
| 9  | 民生委員・児童委員                | 高齢、障がい、母子児童問題などの福祉に関して、住民の相談、援助、情報提供や福祉事務所等への協力などを実施する個人                                                                                 |
| 10 | 少年補導員                    | 地域ぐるみの少年非行・被害防止、健全育成活動を進めるため、警察署長から委嘱された地域住民で構成する警察ボランティア                                                                                |
| 11 | 自治会                      | 地域に住む人々が親睦や交流を深めることによって連帯感を培い、また、生活していく中で支え合い、助け合いながら、更に住みよい豊かな地域づくりのために活動している自主的な組織                                                     |
| 12 | 地区市民自治推進組織               | 市民自治を推進するため、一定のまとまりのある地区において活動する様々なコミュニティ団体で構成する当該地区の課題に総合的に取り組む組織                                                                       |
| 13 | 交通安全母の会                  | 地域や家庭を通じて組織的に交通安全諸事業を展開する組織                                                                                                              |
| 14 | 交通安全指導員                  | 地域に密着した交通安全諸事業を組織的に展開する個人                                                                                                                |

○ 施設名

| No | 施設等       | 設置目的等                                                                                                                               |
|----|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 公民館       | 市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的に設置された社会教育施設（市内 16 館（上荻野分館含む）） |
| 2  | 児童館       | 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に設置されている児童福祉施設（市内 38 館）                                                                          |
| 3  | 放課後児童クラブ* | 授業終了後、帰宅しても保護者の就労や疾病などにより、適切な保育が受けられない小学校に通う児童に対し、集団生活や遊びなどを通して、日常の生活指導や児童の健全育成を図ることを目的とし、市内の 23 小学校区に設置                            |

\*本答申では市立放課後児童クラブを指すものとします。

イ 地域コミュニティ等の拠点としての学校施設の在り方について

(7) 基本的な考え方について

学校施設は教育施設であるとともに、地域で最も身近な公共施設の一つでもあります。

アンケート調査の設問項目「学校がこれまで担ってきた役割で重要だと考えられる役割」、「これからの地域における活動拠点として小・中学校に期待する役割」では、「地域防災の拠点」、「児童・生徒の放課後の居場所・活動場所」、「地域の活動・交流の拠点」、「スポーツ活動の拠点」などの選択割合が高く、地域コミュニティ等の拠点としての役割が今後も求められるものと考えられます。

そうしたことから、今後、通学区域の再編成や学校の統廃合など、適正規模・適正配置の方策を検討する際には、これらの役割や機能への影響について十分配慮する必要があります。

また、学校の統廃合を検討する場合には、地域の防災力やコミュニティの活力維持等の観点から、学校跡地の在り方について合わせて検討する必要があります。

(4) 地域防災の拠点としての役割について

市立小・中学校全 36 校が地震災害や風水害等の指定緊急避難場所、指定避難所（以下「避難所等」という。）に指定されており、地域防災の拠点としての役割に対する期待も高くなっています。

本市では、避難所等について、面積に基づき収容可能な人数を定めており、学校の統廃合等が実施された場合、地域における避難所等の在り方や市全体の避難所等の収容人数などに影響が及ぶことから、検討に当たっては、他避難所等との兼ね合いや防災体制の整備など、地域における災害対

策について事前に十分な調整を図る必要があります。

(ウ) 児童・生徒の放課後の居場所・活動場所としての役割について

本市では、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブを市内全 23 小学校の敷地又は近隣施設\*に設置、また、放課後子ども教室も、令和 2（2020）年度現在、相川小学校及び鳶尾小学校に設置しています。

通学区域の再編成や学校の統廃合が実施された場合、放課後の児童・生徒の居場所・活動場所の確保などについて合わせて見直しが必要となることから、地域内の児童館などとの兼ね合いや見守りの体制などについて事前に十分な調整を図る必要があります。

\*南毛利小学校以外の 22 校は小学校敷地内に設置。南毛利放課後児童クラブは、隣接する南毛利学習支援センター内に設置。

(イ) 地域の活動・交流やスポーツ活動などの拠点としての役割について

地域コミュニティについては、自治会はもとより、小・中学校区を一つの単位として醸成されてきた経緯があり、現在も地域の運動会や伝統行事などのイベントや地域団体のスポーツ活動等において学校施設が重要な役割を果たしています。

通学区域の再編成や学校の統廃合が実施された場合、通学区域が拡大されたり、地域から学校が無くなったりすることにより、結果的に学校と地域との関係が希薄化する懸念があります。

こうしたことから、通学区域の再編成等があった場合においても、地域コミュニティや地域と学校との関係が希薄化しないよう、地域コミュニティ維持に必要な取組や方策、地域と学校との協力体制などについて、地域の方々、保護者、学校関係者、行政が連携・調整を図りながら進めていく必要があります。

### 3 適正規模・適正配置の方策の実施基準

市立小・中学校の適正規模・適正配置の実現に向けた方策の実施に当たっては、次に示す基本的な考え方にに基づき、各学校や地域の実情などを踏まえ、総合的に判断するものとします。

(1) 方策を実施する対象校について

ア 対象校について

毎年度実施している「児童・生徒及び学級数将来推計」において、当該年度から 9 年後（以下「対象年度」という。〔例 令和 2 年度推計であれば対象年度は令和 11 年度〕）において、本答申で定める小・中学校の適正規模（小学校：12 学級～24 学級、中学校：9 学級～18 学級）を下回る学校（小規模校）及び上回る学校（大規模校）を方策の実施を検討する対象校

(以下「対象校」という。)とします。

なお、対象校における方策の検討に当たっては、本市における人口の現状と将来の展望や人口減少を克服するための施策の基本的方向を取りまとめた計画である「厚木市まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン 総合戦略」で目指す「本市の人口の将来展望」における地域別の年少人口（0～14歳）の将来展望値を踏まえ、長期的な視野をもって検討を進めるものとします。

#### イ 優先して方策を実施することが望ましい対象校について

対象校のうち、対象年度において次の学校規模となることを見込まれる場合は、優先して方策の検討を進める学校（以下「優先的对象校」という。）とします。

| 校種  | 小規模校   | 大規模校    |
|-----|--------|---------|
| 小学校 | 6 学級以下 | 31 学級以上 |
| 中学校 |        | 25 学級以上 |

### (2) 方策実施に係る基本的な考え方について

#### ア 通学区域の再編成を伴う方策について

通学区域の再編成を伴う方策（通学区域の変更、学校の統廃合、学校の新設）を検討する場合は、隣接する学校との関係性を含めて検討するものとします。

通学区域については、地域コミュニティとの関係性や通学区域編成の経緯を踏まえ、市制施行前の旧町村域による8地域別に再編成を伴う方策を検討するものとします。なお、中学校区については、上記に加え、小学校との整合性を配慮し検討を行うことを原則とします。

ただし、地域内において、通学区域の変更や学校の統廃合の実施に適した学校が存在しない場合など、通学区域の再編成の方策の実施が難しい場合は、この限りではないものとします。

### (3) 方策実施に係る検討時期について

#### ア 経過措置期間を見据えた検討について

通学区域の再編成を伴う適正規模の方策を実施する場合、対象となる児童・生徒やその保護者、地域への影響が大きいことから、再編成に伴う環境の変化がもたらす影響を緩和するため、一定期間（複数年度）の経過措置策の導入が必要と考えられます。

については、経過措置期間を確保するため、適切な時期に検討を進めるものとします。

#### イ 学校施設の再整備計画を踏まえた検討について

現在策定を進めている「厚木市公共施設個別施設計画」では、今後目標耐用年数を迎える学校施設の再整備に係る対応方針及びスケジュールを示

すこととしています。

学校施設について、今後目標耐用年数を迎える学校施設が複数あり、学校施設の整備に当たっては、将来の児童・生徒数の見込み等を把握した上で施設規模等を検討する必要があることから、事前に当該校における将来を見据えた通学区域が整理されている必要があります。

そうしたことから、対象校における方策の実施時期については、学校施設の再整備時期を見据えて検討していくものとします。

なお、学校施設の再整備が必要となる学校の近隣に優先的对象校が存在する場合は、優先的对象校を含めて適正規模の方策について検討を行った上で、整備内容を整理する必要があります。

#### (4) 方策実施に係る留意事項について

ア 対象校については、まず通学区域の再編成を伴わない方策（通学区域制度の弾力的運用、校舎の増改築）について検討を進めるものとします。優先的对象校については、通学区域の再編成を伴う方策を含めた全ての方策の中から検討を進めるものとします。

イ 通学区域の再編成を伴う方策の実施に伴い、通学距離・時間が長距離化・長時間化する場合は、通学距離・時間の上限を目安に通学負担の軽減策を導入するものとします。

ウ 通学区域の再編成を伴う方策を実施した学校や地域については、児童・生徒などへの影響が大きいことから、当面の期間（原則として10年程度）は、通学区域の再編成は行わないものとします。

エ 通学区域の再編成を実施してもなお適正規模に達することが見込めない場合であっても、単学級の解消や単学級における学級規模の拡大などの教育効果の向上が図られる場合には、方策を実施するものとします。

### 4 適正規模・適正配置の取組の進め方

#### (1) 基本的な考え方について

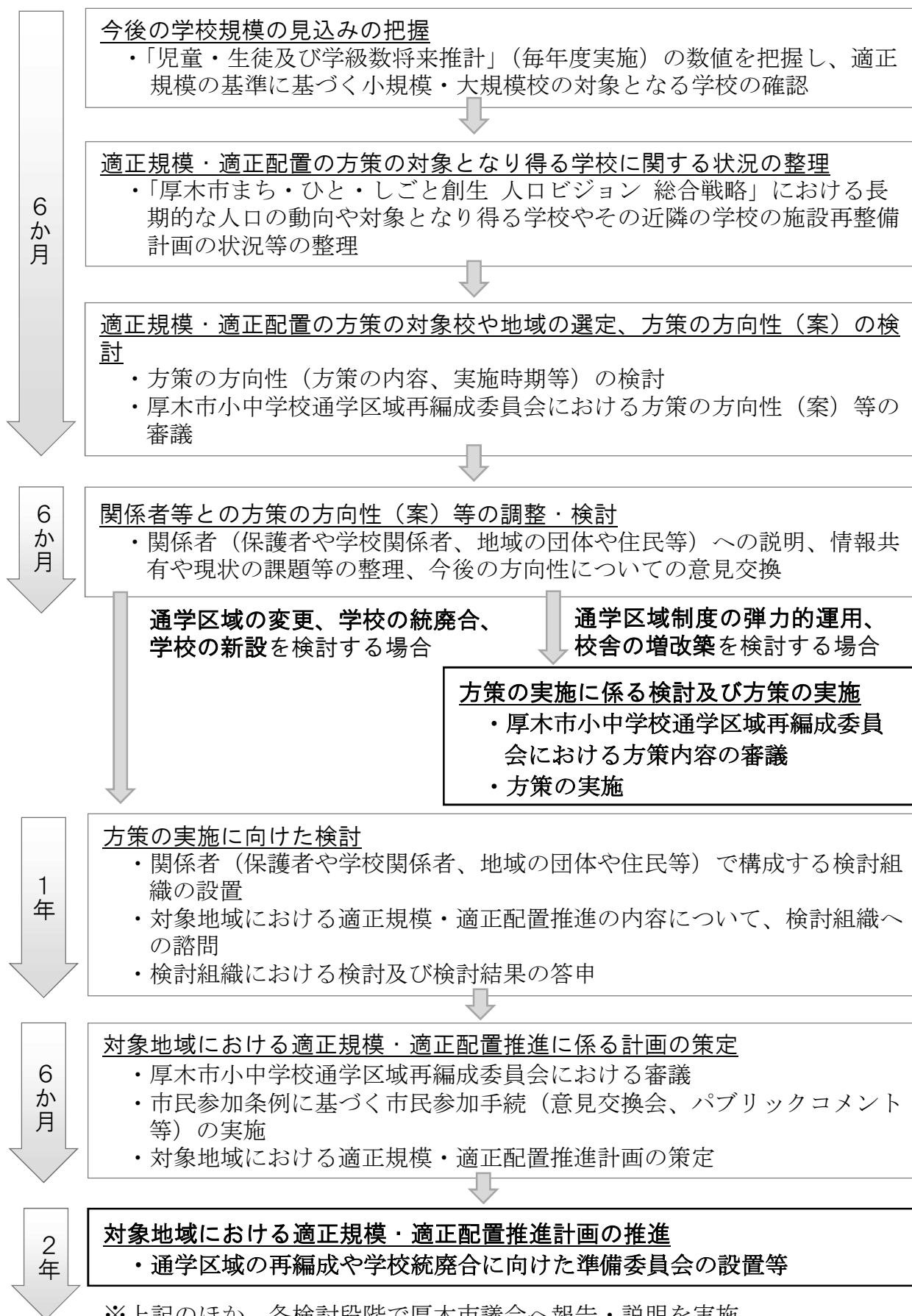
学校の適正規模・適正配置の方策の実施に当たっては、児童・生徒はもちろんのこと、その保護者や学校関係者、地域の団体や住民など様々な関係者や関係団体に影響が及ぶことから、情報提供や情報共有、意見交換を始め、市民参加手続条例に基づく市民参加手続きなど、多様な機会を設けて、関係者や関係団体との合意形成を図りながら、適正規模・適正配置の実現に向けた取組を進めるものとします。

#### (2) 取組の進め方について

適正規模・適正配置の方策の実施に当たっては、次のとおり取り組むものとします。

○ 適正規模・適正配置の取組の進め方

適正規模・適正配置の取組、スケジュールの目安は次のとおりとします。



## 5 （参考）その他適正規模・適正配置の検討に関連する事項

今回、適正規模・適正配置に係る審議に当たり、直接的に適正規模・適正配置に該当する内容ではないものの、本市の学校教育や学校施設の在り方に関する事項として次の内容について審議・確認を行いました。

今後の本市の教育行政の推進の参考としていただきたく、提言します。

### (1) 小中一貫教育について

小中一貫教育の教育的効果や課題等を十分整理した上で、学校規模の適正化の方策との関係性や公共施設最適化推進等の視点も含めて、本市に適した小中一貫教育の在り方について検討を進めていただきたい。

#### 【本委員会における意見】

- ・公共施設最適化の観点から床面積を抑制していく必要があるとすると、小中一貫校という発想も考えられます。
- ・小中一貫教育にすることで普段から児童と生徒とが関係性を構築できていれば、「中1ギャップ」などの課題に対応しやすいのではないかと思います。
- ・近接する小・中学校は小中連携を進めて地域や学校の特色を出していくことが重要だと思います。
- ・小中連携も進めていければ良いと思います。児童が専門性の高い中学校の先生に教えていただいた際に、非常に教育的な効果を感じました。小学校と中学校の教職員の兼務や交流を進めていけば、お互いに学ぶ部分も多いと思います。

### (2) プールの在り方について

全市立小・中学校に整備されているプールについて、教育上の必要性、稼働率や維持・管理のコストなどを踏まえ、今後のプールの在り方について検討を進めていただきたい。

#### 【本委員会における意見】

- ・学校のプールの稼働率や維持・管理のためのコストを考えると、本当に全ての学校に整備する必要があるのか考えていく必要があると思います。海老名市のように小学校のプールを廃止している例もあり、例えばプールを廃止する代わりに特別教室を整備することなどを考えてもよいのではないのでしょうか。
- ・民間のプールを活用したり、プールをどこかの学校に集約したりする方法も考えられると思います。
- ・プールを集約した場合、移動時間が相当掛かるので、授業時間を確保するのが難しいことも考えられます。ただ、小学校においてはプールの維持管理に相当負担が掛かっていることもあるので、様々な角度から総合的に考えていく必要があると思います。

### (3) 社会教育や生涯学習と学校教育との連携について

社会教育や生涯学習の推進に当たっては、学校教育との連携や学校施設の活用が効果的と考えられることから、今後の事業展開や施設整備等に当たっては、学校教育との連携等に留意しながら取り組んでいただきたい。

#### 【本委員会における意見】

- ・子どもが学校を卒業すると、それに伴って学校に行く機会がなくなるように思います。一方、公民館とは継続的に関わりをもっている現状があります。学校と公民館、大きく言えば学校教育と社会教育の連携を進めることができれば、学校を中心としたコミュニティづくりも進めることができるのではないかと思います。
- ・これからの学校施設における新たな役割を考えるのであれば、生涯学習の拠点などが考えられると思います。
- ・学校施設と社会教育施設の複合化における事例としては、愛甲小学校と愛甲公民館が複合化されています。複合化しているため、施設間の垣根は低く、学校・公民館・地域が良い関係を築いているように思います。

## 参考資料

- 1 厚木市立小中学校適正規模等検討委員会名簿
- 2 厚木市立小中学校適正規模等検討委員会規則
- 3 厚木市立小中学校適正規模等検討委員会の審議経過
- 4 厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置について（諮問）
- 5 厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査結果（要旨）

# 1 厚木市立小中学校適正規模等検討委員会名簿

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

| No | 氏名      | 選任区分        | 選出理由                                        |
|----|---------|-------------|---------------------------------------------|
| 1  | 南條 隆    | 公募による<br>市民 | 公募による市民として選任                                |
| 2  | 長谷川 明子  |             |                                             |
| 3  | 臼井 基樹   | 関係団体の<br>代表 | 市内小中学校 PTA の代表として選任                         |
| 4  | 宮田 幸紀   |             | 市内住民自治組織の代表として選任                            |
| 5  | 荒井 征次   | 学識経験者       | 市のまちづくりや公共施設の最適化などに優れた識見を有する学識経験者として選任      |
| 6  | 海老澤 模奈人 |             | 市内大学の教職者であり、社会基盤、都市計画分野に優れた識見を有する学識経験者として選任 |
| 7  | ○ 高乗 智之 |             | 市内大学の教職者であり、法律、教育、行政分野に優れた識見を有する学識経験者として選任  |
| 8  | ◎ 武部 公也 |             | 市の教育行政に優れた識見を有する学識経験者として選任                  |
| 9  | 須藤 雅則   | 市立小・中学校長    | 市立中学校長の代表として選任                              |
| 10 | 富岡 薫    |             | 市立小学校長の代表として選任                              |

※◎ 委員長、○職務代理

※委員任期：令和2（2020）年7月1日～令和3（2021）年3月31日

※令和3（2021）年3月17日現在

## 2 厚木市立小中学校適正規模等検討委員会規則

### 厚木市立小中学校適正規模等検討委員会規則

(設置)

第1条 厚木市立小中学校の適正規模等について調査審議するため、厚木市附属機関の設置に関する条例（昭和32年厚木市条例第17号）第2条第2項の規定に基づき、厚木市立小中学校適正規模等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員)

第2条 委員会の委員は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 関係団体の代表
- (3) 学識経験者
- (4) 市立小・中学校長

(任期)

第3条 委員の任期は、令和3年3月31日までとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育総務課で処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

### 3 厚木市立小中学校適正規模等検討委員会の審議経過

| 日程                                  |               | 議題等                                                                                                                |
|-------------------------------------|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 諮問                                  | 令和2年          | 教育委員会からの諮問                                                                                                         |
| 第1回                                 | 7月16日         | ①厚木市立小中学校適正規模等検討委員会会議の公開等に関する要綱について<br>②学校の適正規模・適正配置に関する情報の共有について                                                  |
| ①7月22日<br>～8月4日<br>②7月29日<br>～8月12日 |               | 厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査の実施<br>①小・中学校の教育環境に関するアンケート調査（対象：児童・生徒の保護者、教職員）<br>②小・中学校の地域における役割に関するアンケート調査（対象：市民） |
| 第2回                                 | 8月28日         | ①南毛利小学校（大規模校）の視察<br>②東名中学校（小規模校）の視察                                                                                |
| 第3回                                 | 9月29日         | ①市立小・中学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査結果について<br>②市立小・中学校の適正規模・適正配置について                                                      |
| 第4回                                 | 10月23日        | ①市立小・中学校の適正規模について<br>②市立小・中学校の適正配置について                                                                             |
| 第5回                                 | 11月18日        | ①市立小・中学校の適正規模・適正配置の在り方の整理について<br>②市立小・中学校の適正規模・適正配置の方策について                                                         |
| 第6回                                 | 12月21日        | ①市立小・中学校の適正規模・適正配置の方策検討に当たり考慮すべき事項等の整理について<br>②適正規模に係る方策について<br>③適正配置に係る方策について<br>④適正規模・適正配置の実現に向けた進め方について         |
| 第7回                                 | 令和3年<br>2月19日 | ①市立小・中学校の適正規模・適正配置の方策に係る整理について<br>②地域コミュニティの拠点としての学校施設の在り方について<br>③適正規模・適正配置の実現に向けた取組の進め方について                      |
| 第8回                                 | 3月17日         | ①「厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本的な考え方（答申案）」について                                                                         |
| 答申                                  |               | 教育委員会へ答申                                                                                                           |

#### 4 厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置について（諮問）



令和2年7月16日

厚木市立小中学校適正規模等検討委員会委員長 様

厚木市教育委員会

厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置について（諮問）

次の事項について諮問いたします。

##### 1 諮問事項

厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関すること。

##### 2 諮問理由

厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置について、厚木市立小中学校適正規模等検討委員会規則第1条の規定により意見を求めるため。

担当 教育総務部教育総務課教育企画係  
電話 (046) 225-2663（直通）

5 厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査結果(要旨)

1. 調査概要

|               |                                                                 |                                        |                               |
|---------------|-----------------------------------------------------------------|----------------------------------------|-------------------------------|
| 目的            | 厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置の検討に係る基礎資料として、児童・生徒の保護者、教職員及び市民の皆様の意識を把握するため |                                        |                               |
| 調査名           | 厚木市立小・中学校の教育環境に関するアンケート調査                                       |                                        | 厚木市立小・中学校の地域における役割に関するアンケート調査 |
| 種別            | 児童・生徒の保護者                                                       | 教職員                                    | 市民                            |
| 調査対象          | 市立小学校6年生及び中学校3年生の保護者<br>※各学校1学級を対象                              | 市立小・中学校の教職員<br>※校長、教頭、学年主任(小学6年又は中学3年) | 無作為抽出された18歳以上の市民              |
| 実施期間          | 令和2年7月22日～8月4日                                                  |                                        | 同年7月29日～8月12日                 |
| 配布数           | 1,440人<br>[うち小学校 920人、中学校 520人]                                 | 108人                                   | 1,104人                        |
| 回答者数<br>(回答率) | 697人(48.4%)<br>[うち小学校 454人(49.3%)、うち中学校 243人(46.7%)]            | 107人(99.1%)                            | 406人(36.8%)                   |

2. 設問概要

| 設問区分                       | 設問内容                                       | 設問回答対象                             |
|----------------------------|--------------------------------------------|------------------------------------|
| (1) 学校規模について               | 小規模校・大規模校のメリット・デメリットや学校運営上の課題、望ましい学級数とその理由 | 保護者及び教職員<br>※「学校運営上の課題」は教職員のみ      |
| (2) 通学時間・方法について            | 児童・生徒の通学時間や方法、許容できる通学時間と許容範囲を超える場合の配慮      | 保護者及び教職員<br>※「児童・生徒の通学時間や方法」は保護者のみ |
| (3) 地域における学校の役割について        | 学校に行く頻度や理由、これまでの地域における学校の役割や今後期待する役割       | 市民                                 |
| (4) 学校施設の老朽化について           | 学校施設の老朽化により発生する問題                          | 保護者、教職員及び市民                        |
| (5) 学校の建て替えの考え方について        | 学校の建て替えの考え方                                |                                    |
| (6) 適正規模・適正配置の検討に必要な配慮について | 適正規模・適正配置の検討に必要な配慮                         |                                    |

3. 調査結果概要

※設問の選択肢は、場合により語句を簡略化しています。

(1) 学校規模について

① 小規模校のメリット・デメリットについて

| 区分    | 回答者区分 |     | 1位                         |       | 2位                             |                | 3位                                |       |
|-------|-------|-----|----------------------------|-------|--------------------------------|----------------|-----------------------------------|-------|
| メリット  | 小学校   | 保護者 | 教員の目が届きやすく、きめ細かな指導を受けやすい   | 29.7% | 児童・生徒の人間関係が深まりやすい              | 23.6%          | 学校行事や部活動等で一人一人の発表や活躍の機会などが多くなりやすい | 16.5% |
|       |       | 教職員 |                            | 25.7% |                                | 17.3%          |                                   | 16.3% |
|       | 中学校   | 保護者 | 教員の目が届きやすく、きめ細かな指導を受けやすい   | 33.6% | 児童・生徒の人間関係が深まりやすい              | 23.2%          | 学校行事や部活動等で一人一人の発表や活躍の機会などが多くなりやすい | 15.1% |
|       |       | 教職員 |                            | 32.7% |                                | 19.2%          |                                   | 17.3% |
| デメリット | 小学校   | 保護者 | 児童・生徒の人間関係や相互の評価などが固定化しやすい | 29.0% | PTA活動等における保護者1人当たりの負担が大きくなりやすい | 23.4%          | 部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい          | 16.0% |
|       |       | 教職員 |                            | 36.6% |                                | 24.7%          |                                   | 12.9% |
|       | 中学校   | 保護者 | 児童・生徒の人間関係や相互の評価などが固定化しやすい | 26.8% | 部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい       | 24.0%          | PTA活動等における保護者1人当たりの負担が大きくなりやすい    | 20.4% |
|       |       | 教職員 |                            | 31.4% |                                | 31.4%<br>※同率1位 |                                   | 17.1% |

※1…「運動会や文化祭などの集団活動や学校行事に制約が生じやすい」と「PTA活動等における保護者1人当たりの負担が大きくなりやすい」が同率(12.9%)

回答の傾向

- ・メリットでは、全ての回答者区分で「教員の目が届きやすく、きめ細かな指導を受けやすい」が1位になっている。2位・3位も重複している項目が多い。
- ・デメリットでは、全ての回答者区分で「児童・生徒の人間関係や相互の評価などが固定化しやすい」が1位となっている。保護者では、「PTA活動等における保護者1人当たりの負担が大きくなりやすい」が小学校では2位、中学校では3位となっている。

② 大模校のメリット・デメリットについて

| 区分    | 回答者区分 |     | 1位                                    |       | 2位                                    |                    | 3位                                    |       |
|-------|-------|-----|---------------------------------------|-------|---------------------------------------|--------------------|---------------------------------------|-------|
| メリット  | 小学校   | 保護者 | 運動会や文化祭などの集団活動や学校行事に活気が生じやすい          | 19.9% | 多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が多くなりやすい | 19.2%              | 豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい            | 17.6% |
|       |       | 教職員 | 多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が多くなりやすい | 29.7% | 運動会や文化祭などの集団活動や学校行事に活気が生じやすい          | 28.0%              |                                       | 19.2% |
|       | 中学校   | 保護者 | 運動会や文化祭などの集団活動や学校行事に活気が生じやすい          | 21.7% | 様々な種類の部活動等の設置が可能となり、選択の幅が広がりやすい       | ※同率<br>1位<br>21.7% | 多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が多くなりやすい | 20.4% |
|       |       | 教職員 | 様々な種類の部活動等の設置が可能となり、選択の幅が広がりやすい       | 29.1% | 運動会や文化祭などの集団活動や学校行事に活気が生じやすい          | 28.2%              |                                       | 21.4% |
| デメリット | 小学校   | 保護者 | 全教職員による児童・生徒一人一人の把握が難しくなりやすい          | 42.2% | 特別教室や体育館、プール等の施設・設備の利用面で、一定の制約がかかりやすい | 21.8%              | 学校行事や部活動等で一人一人の発表や活躍の機会などが少なくなりやすい    | 17.9% |
|       |       | 教職員 | 特別教室や体育館、プール等の施設・設備の利用面で、一定の制約がかかりやすい | 38.0% | 全教職員による児童・生徒一人一人の把握が難しくなりやすい          | 34.6%              |                                       | 16.2% |
|       | 中学校   | 保護者 | 全教職員による児童・生徒一人一人の把握が難しくなりやすい          | 45.9% | 特別教室や体育館、プール等の施設・設備の利用面で、一定の制約がかかりやすい | 23.2%              | 学校行事や部活動等で一人一人の発表や活躍の機会などが少なくなりやすい    | 15.0% |
|       |       | 教職員 | 特別教室や体育館、プール等の施設・設備の利用面で、一定の制約がかかりやすい | 39.5% | 全教職員による児童・生徒一人一人の把握が難しくなりやすい          | 37.0%              |                                       | 14.8% |

回答の傾向

- ・メリットでは、小学校と中学校のそれぞれで、1位と2位の順位は異なるものの、1位～3位まで回答項目が保護者と教職員で一致している。
- ・デメリットでは、全ての回答者区分で、順位は異なるものの全て同じ回答項目が1～3位となっている。

③ 小規模校・大模校における学校運営上の課題について

| 区分   | 回答者区分 |     | 1位                                             |       | 2位                                       |       | 3位                                                 |       |
|------|-------|-----|------------------------------------------------|-------|------------------------------------------|-------|----------------------------------------------------|-------|
| 小規模校 | 小学校   | 教職員 | 教職員一人当たりの校務負担や学校行事に関する負担が重くなりやすい               | 31.2% | 教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いにくい | 26.1% | 教職員の出張や研修等の調整が難しくなりやすい                             | 13.6% |
|      | 中学校   |     |                                                | 30.8% |                                          | 28.0% | 部活動等の指導者を確保することが難しくなりやすい                           | 19.6% |
| 大規模校 | 小学校   | 教職員 | 特別教室や体育館、プール等の施設・設備の利用に当たり、授業の割り当てや調整が難しくなりやすい | 32.4% | 教職員相互の連絡調整や共通理解を図ったりする上で支障が生じやすい         | 19.7% | ICT 機器などの授業で使用する教材や教具を児童・生徒一人一人にいきわたらせることが難しくなりやすい | 17.6% |
|      | 中学校   |     |                                                | 29.7% | 児童・生徒や教職員が多く、管理する職員が行うマネジメントが難しくなりやすい    | 24.2% | 教職員相互の連絡調整や共通理解を図ったりする上で支障が生じやすい                   | 19.8% |

回答の傾向

- ・小規模校では、小・中学校が共通で「教職員一人当たりの校務負担や学校行事に関する負担が重くなりやすい」が1位、「教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いにくい」が2位になっている。中学校では3位として「部活動等の指導者を確保することが難しくなりやすい」が入っている。
- ・大規模校では、小・中学校が共通で「特別教室や体育館、プール等の施設・設備の利用に当たり、授業の割り当てや調整が難しくなりやすい」が1位になっている。「教職員相互の連絡調整や共通理解を図ったりする上で支障が生じやすい」も小・中学校共通で入っている。中学校では「児童・生徒や教職員が多く、管理する職員が行うマネジメントが難しくなりやすい」が24.2%で2位に入っている。

## ④ 望ましい学級数について

| 回答者区分 |     | 1位  |       | 2位  |       | 3位  |       |
|-------|-----|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 小学校   | 保護者 | 3学級 | 61.0% | 2学級 | 21.4% | 4学級 | 15.4% |
|       | 教職員 |     | 88.4% | 4学級 | 5.8%  | 2学級 | 4.3%  |
| 中学校   | 保護者 | 4学級 | 44.0% | 3学級 | 24.7% | 5学級 | 20.2% |
|       | 教職員 |     | 78.9% | 5学級 | 13.2% | 3学級 | 5.3%  |

## 回答の傾向

- ・小学校では、「3学級」が保護者、教職員共通で1位となっており、選択割合も保護者が61.0%、教職員では88.4%となっている。2位と3位も順位は異なるが共に「2学級」、「4学級」となった。「2学級」について、保護者は21.4%だが、教職員では4.3%となっている。
- ・中学校では、「4学級」が保護者、教職員共通で1位となっており、教職員の選択割合は78.9%となっている。2位と3位も順位は異なるが共に「3学級」、「5学級」となった。「3学級」について、保護者は24.7%だが、教職員では5.3%となっている。

## ⑤ ④で望ましい学級数を選択した理由について

| 回答者区分 |     | 1位                         |       | 2位                                    |       | 3位                         |       |
|-------|-----|----------------------------|-------|---------------------------------------|-------|----------------------------|-------|
| 小学校   | 保護者 | 教員の目が届きやすく、きめ細かな指導を受けやすい   | 20.8% | 児童・生徒の人間関係が深まりやすい                     | 14.2% | 豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい | 13.3% |
|       | 教職員 | 豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい | 22.7% | 多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が多くなりやすい | 18.6% | 教員の目が届きやすく、きめ細かな指導を受けやすい   | 16.0% |
| 中学校   | 保護者 | 教員の目が届きやすく、きめ細かな指導を受けやすい   | 17.9% | 運動会や文化祭などの集団活動や学校行事に活気が生じやすい          | 14.0% | 豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい | 12.8% |
|       | 教職員 |                            | 22.1% |                                       | 17.3% |                            | 14.4% |

## 回答の傾向

- ・小学校では、「教員の目が届きやすく、きめ細かな指導を受けやすい」と「豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい」が順位は入れ替わっているが、保護者、教職員でそれぞれ1位と3位となっている。2位については、保護者と教職員で異なる結果となっている。
- ・中学校では、保護者、教職員が選択項目、順位ともに同様の結果となっている。2位の「運動会や文化祭などの集団活動や学校行事に活気が生じやすい」は、小学校では1位～3位には入っていない選択項目となっている。

## (2) 通学時間・方法について

## ① 児童・生徒の通学時間について

| 回答者区分 |     | 1位    |       | 2位    |       | 3位    |       |
|-------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 小学校   | 保護者 | 15分未満 | 47.1% | 30分未満 | 41.2% | 45分未満 | 10.6% |
| 中学校   |     | 30分未満 | 49.0% | 15分未満 | 41.6% |       | 8.2%  |

## 回答の傾向

・小学校・中学校ともに「15分未満」と「30分未満」を合わせると全体の90%程度の割合となっている。

## ② 児童・生徒の通学方法について

| 回答者区分 |     | 1位   |       | 2位  |      | 3位     |      |
|-------|-----|------|-------|-----|------|--------|------|
| 小学校   | 保護者 | 徒歩のみ | 98.9% | その他 | 0.9% | 公共交通機関 | 0.2% |
| 中学校   |     |      | 97.9% |     | 1.2% |        | 0.8% |

## 回答の傾向

・小学校・中学校ともに、ほぼ「徒歩のみ」の回答となっている。「その他」では自家用車での送迎等の回答が寄せられている。

## ③ 許容できる児童・生徒の通学時間の範囲について

| 回答者区分 |     | 1位    |       | 2位    |       | 3位    |       |
|-------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 小学校   | 保護者 | 30分未満 | 66.1% | 15分未満 | 22.0% | 45分未満 | 9.9%  |
|       | 教職員 |       | 73.9% | 45分未満 | 21.7% | 15分未満 | 2.9%  |
| 中学校   | 保護者 | 30分未満 | 70.0% | 45分未満 | 15.2% | 15分未満 | 10.3% |
|       | 教職員 |       | 73.7% |       | 21.1% | 60分未満 | 5.3%  |

## 回答の傾向

- ・小学校では、1位の「30分未満」は保護者、教職員共通だが、2位と3位では、順位が異なっている。「15分未満」の選択割合は教職員では2.9%だが、保護者では22.0%、「45分未満」の選択割合では保護者では9.9%だが、教職員では21.7%となっている。
- ・中学校では、1位の「30分未満」、2位の「45分未満」は保護者、教職員共通となっている。3位は、教職員では「60分未満」となっているが、保護者では「15分未満」となっている。

## ④ ③で回答した通学時間を超える場合に必要となる配慮について

| 回答者区分 |     | 1位                    |       | 2位                    |       | 3位                  |       |
|-------|-----|-----------------------|-------|-----------------------|-------|---------------------|-------|
| 小学校   | 保護者 | 住所から近い場所にある学校への通学を認める | 31.0% | スクールバスを運行する           | 26.5% | 公共交通機関(バスなど)の利用を認める | 16.1% |
|       | 教職員 |                       | 37.1% | 公共交通機関(バスなど)の利用を認める   | 28.4% | スクールバスを運行する         | 23.3% |
| 中学校   | 保護者 | 自転車での通学を認める           | 27.9% | 住所から近い場所にある学校への通学を認める | 24.9% | 公共交通機関(バスなど)の利用を認める | 20.9% |
|       | 教職員 | 公共交通機関(バスなど)の利用を認める   | 42.4% |                       | 40.9% | 徒歩で構わない             | 9.1%  |

## 回答の傾向

- ・小学校では、2位と3位の順位は異なるものの、1位～3位まで保護者と教職員との選択項目が一致している。
- ・中学校では、2位の「住所から近い場所にある学校への通学を認める」と、順位は異なるが「公共交通機関(バスなど)の利用を認める」が1位又は3位に入っている。保護者では1位に「自転車での通学を認める」(27.9%)が入っているが、教職員では入っていない。(中学校教職員の「自転車での通学を認める」の選択割合は3.0%)

(3) 地域における学校の役割について

① 過去1年間に学校に行った頻度について

| 回答者区分 | 1位        |       | 2位    |       | 3位      |      |
|-------|-----------|-------|-------|-------|---------|------|
| 市民    | 1回も行っていない | 61.1% | 年1回以上 | 21.2% | 半年に1回以上 | 9.9% |

② 過去1年間に学校に行った理由について

| 回答者区分 | 1位                   |       | 2位     |       | 3位            |       |
|-------|----------------------|-------|--------|-------|---------------|-------|
| 市民    | 学校行事(運動会や発表会、授業参観など) | 25.8% | 選挙での投票 | 21.2% | 避難訓練などの防災関係活動 | 10.1% |

③ 小・中学校がこれまで地域で担ってきた役割で重要だと考えるものについて

| 回答者区分 | 1位      |       | 2位                 |       | 3位        |       |
|-------|---------|-------|--------------------|-------|-----------|-------|
| 市民    | 地域防災の拠点 | 24.0% | 児童・生徒の放課後の居場所・活動場所 | 21.5% | スポーツ活動の拠点 | 12.9% |

④ これからの地域における活動拠点として小・中学校に期待する役割について

| 回答者区分 | 1位      |       | 2位                 |       | 3位          |       |
|-------|---------|-------|--------------------|-------|-------------|-------|
| 市民    | 地域防災の拠点 | 23.0% | 児童・生徒の放課後の居場所・活動場所 | 20.3% | 地域の活動・交流の拠点 | 13.1% |

回答の傾向

・設問「③小・中学校がこれまで地域で担ってきた役割」と「④ これから小・中学校に期待する役割」では、1位「地域防災の拠点」、2位「児童・生徒の放課後の居場所・活動場所」は共通した選択項目になっている。「④ これから小・中学校に期待する役割」において、3位で「地域の活動・交流の拠点」が入っている。

(4) 学校施設の老朽化について

① 学校施設の老朽化によって発生する重要な問題について

| 回答者区分 | 1位                                               |       | 2位                              |       | 3位                                        |       |
|-------|--------------------------------------------------|-------|---------------------------------|-------|-------------------------------------------|-------|
| 保護者   | 災害の発生時に施設が壊れやすくなる可能性があるなど、児童・生徒の安全が確保できなくなる恐れがある | 51.5% | 災害の発生時に地域の避難施設として使用できなくなる恐れがある  | 19.2% | 雨漏りや設備の故障などにより、学校生活に支障をきたす恐れがある           | 18.0% |
| 教職員   |                                                  | 42.7% | 雨漏りや設備の故障などにより、学校生活に支障をきたす恐れがある | 35.1% | 教育内容・方法の変化に対応できず、児童・生徒の教育環境を充実させることが難しくなる | 17.5% |
| 市民    |                                                  | 42.4% | 災害の発生時に地域の避難施設として使用できなくなる恐れがある  | 33.5% |                                           | 11.5% |

回答の傾向

・全回答者区分で「災害の発生時に施設が壊れやすくなる可能性があるなど、児童・生徒の安全が確保できなくなる恐れがある」が1位となっている。回答割合では保護者で50%以上、教職員と市民でも40%以上となっている。

・2位、3位も他のそれぞれの回答者区分と重複した選択項目になっているが、教職員では「雨漏りや設備の故障などにより、学校生活に支障をきたす恐れがある」、市民では「災害の発生時に地域の避難施設として使用できなくなる恐れがある」がそれぞれ30%以上となっている。

(5) 学校の建て替えの考え方について

① 学校の建て替えの考え方について

| 回答者区分 | 1位    | 2位    | 3位   |
|-------|-------|-------|------|
| 保護者   | 74.5% | 12.5% | 8.5% |
| 教職員   | 72.0% | 17.8% | 9.3% |
| 市民    | 75.9% | 10.8% | 9.6% |

回答の傾向

- ・全回答者区分で「将来の児童・生徒数を見据え、経費も考慮し、地域ごとに建て替える学校を決めて、建て替える」が1位となっており、選択割合も70%以上となっている。
- ・保護者と市民では2位、3位も同じ順位となっているが、教職員では「現在の学校数を維持するため、経費は増えても、全ての学校を建て替える」が17.8%で2位となっている。

(6) 適正規模・適正配置の検討に必要な配慮について

① 適正規模・適正配置の検討に必要な配慮について

| 回答者区分 | 自由記述回答数 |
|-------|---------|
| 保護者   | 108 件   |
| 教職員   | 51 件    |
| 市民    | 112 件   |

回答の傾向

- ・自由記述による回答内容については、次の傾向が見られた。

- 保護者
  - ・通学時の安全確保等に関すること（23 件）
  - ・教育環境・施設の充実等に関すること（23 件）
  - ・通学手段(通学の負担軽減)等に関すること（14 件）
- 教職員
  - ・教育環境・施設の充実等に関すること（10 件）
  - ・学級規模の適正化に関すること（8件）
  - ・通学時の安全確保等に関すること（7件）
- 市民
  - ・通学時の安全確保等に関すること（34 件）
  - ・通学手段(通学の負担軽減)等に関すること(19 件)
  - ・教育環境・施設の充実等に関すること（11 件）

厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に  
関する基本的な考え方について（答申）

令和3（2021）年3月発行

発行：厚木市教育委員会

編集：厚木市立小中学校適正規模等検討委員会